

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度

令和3年度運用状況報告書

 沖縄県総務部総務私学課

目 次

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

- 1 情報公開制度のあらまし…………… 1
- 2 広義及び狭義の情報公開制度…………… 2
- 3 沖縄県の情報公開制度…………… 3

II 情報公開制度の実施状況

- 1 公文書開示請求の受付状況…………… 13
- 2 公文書の実施機関別開示請求状況…………… 14
- 3 公文書開示請求の処理状況…………… 15
- 4 部分開示及び不開示の内訳…………… 15
- 5 不服申立ての状況…………… 16
- 6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況…………… 16
- 7 不服申立ての処理状況一覧…………… 22
- 8 沖縄県情報公開審査会答申概要…………… 26

III 情報提供の状況

- 1 行政情報センターの概要…………… 39
- 2 行政情報センター等の利用状況…………… 40
- 3 配架行政資料…………… 41

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

- 1 個人情報保護制度のあらまし……………42
- 2 沖縄県個人情報保護制度の特色……………43
- 3 沖縄県個人情報保護条例の概要……………44

II 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報の開示請求等の受付状況……………51
- 2 個人情報の実施機関別開示請求状況……………52
- 3 口頭開示実施状況……………53
- 4 個人情報の請求処理状況……………57
- 5 部分開示及び不開示理由の内訳……………58
- 6 不服申立ての状況……………58
- 7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況……………59
- 8 不服申立ての処理状況一覧……………63
- 9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要……………65

〈情報公開制度〉

I 情報公開制度

1 情報公開制度のあらまし

わが国における情報公開制度は、地方自治体としては昭和57年4月に山形県の金山町で「金山町公文書公開条例」が施行されたのが最初です。都道府県では昭和58年4月に神奈川県で施行された「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」をはじめとして、現在、全ての都道府県において条例が制定され制度化されています。国においても平成11年5月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」が公布し、平成13年4月から施行されています。

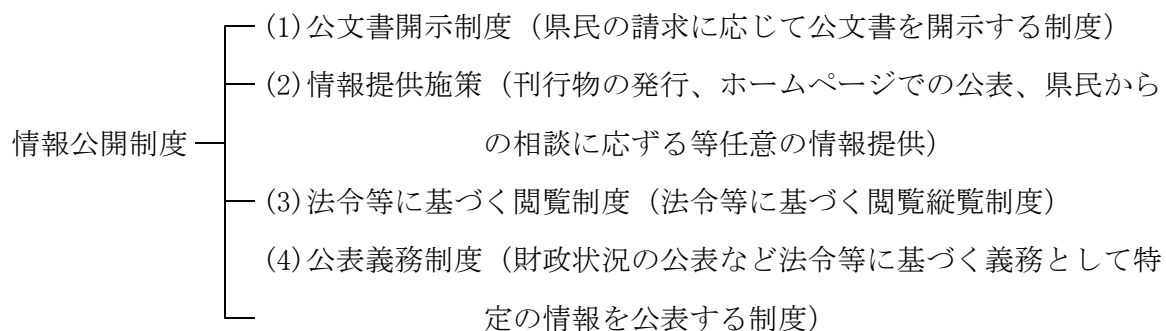
公正で開かれた行政を実現するためには、県の行政機関が保有する情報が広く県民に公開される必要があります。

県の行政機関が保有する情報を県民に提供するにあたっては、刊行物の発行、報道機関への発表等、県の行政機関が主体となっていく多種多様な方法があります。このような情報提供施策を適切に実施すれば、県民の行政に関する情報についての要求に相当程度において応えることは可能です。しかし、これらは県の行政機関側からの任意の情報提供であること、その主たる目的は県の行政機関の事業の遂行に資するためであることなどから、情報を求める県民の要望を充たすのに必ずしも十分でない場合があります。

そこで、県民が主体となり県の行政機関が保有する情報を入手する手段が必要となります。これを制度化したのが公文書開示制度であります。同制度は、行政機関が保有する公文書の開示を求める県民の請求権を明らかにし、県民が請求すれば原則としてすべての公文書を開示することを県の行政機関に義務付けており、情報提供施策と併せて情報公開制度と呼ばれています。

2 広義及び狭義の情報公開制度

広義の情報公開制度は、下記のように4つの制度に区分することができます。



狭義の情報公開制度は、公文書開示制度のことをいいますが、沖縄県情報公開条例では、公文書開示制度とあわせて行政資料等による積極的な情報提供の推進に努めることとしています。

情報公開制度と公文書開示制度等の関係図

		実施機関の義務の有無	
		義務的	任意
情報公開制度	請求によるもの	(3) 法令等に基づく閲覧制度 ・ 関係文書閲覧及び写しの交付	(1) 公文書開示制度
	請求によらないもの	(4) 法令等に基づく公表義務制度 ・ 条例、規則の公布 ・ 財政状況の公表	(2) 自主的な情報提供 ・ 刊行物の発行 ・ ホームページでの公表 ・ 報道機関への情報提供

3 沖縄県の情報公開制度

本県では、沖縄県情報公開条例（平成3年12月26日公布。以下、「条例」という。）を制定し、平成4年7月1日から施行しました。また、情報公開法との調整等を図るため、条例を全部改正し、新たな条例を公布しました（平成13年10月23日公布）。新たな条例は、平成14年1月1日から施行されました。

新たな条例は、「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」を目的（条例第1条）としています。

平成26年6月には、公正性の向上及び不服申立て制度の使いやすさ向上の観点から、行政不服審査法が全部改正され（平成28年4月1日施行）、それに伴い、条例においても平成27年12月に所要の改正を行いました（平成28年4月1日施行）。

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項は、審査請求がされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨規定していますが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員の指名を要しないこととされているため、本条例に基づく審査請求においては、第三者機関である沖縄県情報公開審査会において、公正かつ客観的に開示可否を判断しており、実質的に審理の公正性が確保されているため、審理員による審理手続を適用除外としています。

他に、不服申立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、「審査請求」、「裁決」等用語の整理を行い、また、開示請求に係る不作為事件を沖縄県情報公開審査会の諮問の対象としました。

平成29年6月には、沖縄県個人情報保護条例の個人情報の定義が改正されたことに伴い、不開示情報である個人に関する情報の記述等の具体的事項を規定する改正を行いました（平成29年7月25日施行）。

また、令和3年4月から沖縄県立芸術大学が公立大学法人に移行することに伴い、「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関に規定する改正を令和2年12月に行いました（令和3年4月1日施行。令和4年4月からは沖縄県立看護大学も公立大学法人として実

施機関に該当)。

1 基本的な考え方

本県の公文書開示制度は、次のことを制度の基本原則としています。

- (1) 県が保有する情報は原則として開示することとし、不開示とするものは必要最小限度にとどめるものとする(原則開示)。
- (2) 個人に関する情報は、不開示を原則として最大限に保護するものとする。
- (3) 県民に分かりやすく利用しやすい制度とすること。

2 条例の特色

本県の条例は、以下の点に特色があります。

- (1) 条例の目的に、「知る権利の尊重」、「説明責任」及び「県政への参加と監視」を明記したこと。
- (2) 公文書の開示を実施する県の機関(実施機関)に公安委員会及び警察本部長を加えたこと(平成14年7月1日から実施機関となった)。
- (3) 条例の開示請求の対象となる公文書を決裁・供覧済みの文書から組織共用文書に拡大し、電磁的記録も対象としたこと。
- (4) 請求権者を拡大し、「何人も」請求できるようにしたこと。

3 条例の概要

(1) 目的(第1条)

本条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、「公文書の開示を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」ことを手段として、「県政に対する県民の理解と信頼を深める」ことを第一次的な目的とし、「県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とする。

(2) 実施機関(第2条第1項)

本条例に基づき公文書の開示を実施する機関は、次の16機関がある。

- | | | |
|--------|--------|----------|
| ・知事 | ・議会 | ・教育委員会 |
| ・公安委員会 | ・警察本部長 | ・選挙管理委員会 |
| ・監査委員 | ・人事委員会 | ・労働委員会 |

- ・ 収用委員会
- ・ 海区漁業調整委員会
- ・ 内水面漁場管理委員会
- ・ 公営企業の管理者
- ・ 病院事業の管理者
- ・ 公立大学法人沖縄県立芸術大学
- ・ 公立大学法人沖縄県立看護大学

※平成3年の条例制定当初には議会、公安委員会、警察本部長は規定されていなかったが、平成10年12月議会で議会提案により議会が、平成13年9月議会で公安委員会及び警察本部長が、令和2年11月議会で県が設立した地方独立行政法人が追加された。

(3) 公文書（第2条第2項）

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- イ 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

(4) 開示請求権（第5条）

- ・ 何人も

「何人も」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団等も含まれる。

- ・ 開示請求権の一般的性格

本条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

(5) 開示請求の手続（第6条）

開示請求権を明確にするため、開示請求は次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならないこととしている。

なお、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴い、現在は沖縄県ホームページから電子申請もできる。

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- ・ 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(6) 公文書の開示義務・不開示情報（第7条）

- ・ 条例の基本理念は、原則開示である。
- ・ 不開示情報は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報。

イ 個人に関する情報（第2号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ウ 法人等に関する情報（第3号）

法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

エ 公共の安全等に関する情報（公安委員会及び警察本部長以外の実施機関）（第4号）

公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの。

オ 公共の安全等に関する情報（公安委員会又は警察本部長）（第5号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報。

カ 審議、検討等に関する情報（第6号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の

内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

キ 事務又は事業に関する情報（第7号）

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(7) 部分開示（第8条）

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(8) 公益上の理由による裁量的開示（第9条）

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(9) 公文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

本条を適用する具体例としては、次のような例が考えられる。

ア 特定の個人の病歴に関する情報（第7条第2号）

ある人を名指しして、特定の県立病院に入院していたときのカルテの請求があった場合、当該公文書はあるが、第2号により不開示と回答したのでは、そのことのみで、名指しされた者が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシー侵害となる。

イ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第7条第3号）

特定企業を名指しして新商品の開発計画に関する公文書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位を侵害することが生じ得る。

ウ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第7条第4号及び第5号）

犯人が無関係の第三者に依頼して内偵捜査に関する公文書の開示請求

をしたような場合、当該文書の存在を知られることにより、捜査の密行性が損なわれ証拠湮滅を容易にしたりするおそれがある。

エ 政策決定の検討状況の情報（第7条第6号）

道路建設計画を検討している公文書につき、A市〇〇町地域の道路建設計画という特定の名前を挙げて探索的な請求をすることにより、道路建設計画を推測され、土地の買占めなどの投機を招くおそれがある。

オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第7号）

保育士試験の問題作成後、試験実施前に「児童福祉施設最低基準に関する保育士問題に関する文書（当該年度）」というように特定分野に限定した請求が出された場合、文書は存在するが第7号により不開示と答えた場合には、当該問題が出題されることを開示請求者に知らせてしまうことになるし、不存在と回答すれば、当該問題が出題されないことを知らせてしまうことになる。

(10) 開示請求に対する措置（第11条）

実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、書面により通知しなければならない。

本条による通知は、知事が保有する公文書の開示等に関する規則第3条に規定する次の書面で行う。

- ア 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（規則第4号様式）
- イ 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（規則第5号様式）
- ウ 公文書を開示しない旨の決定（エ及びオ以外） 公文書不開示決定通知書（規則第6号様式）
- エ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとき 公文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書（規則第7号様式）
- オ 開示請求に係る公文書を保有していないとき 公文書不存在による不開示決定通知書（規則第8号様式）

(11) 開示決定等の期限（第12条）

開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること（開示請求があった日から起算して最大45日）ができる。

(12) 開示決定等の期限の特例（第13条）

著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めた。

本条を適用する場合の事務の流れは、以下のとおりである。

ア 開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。

イ 開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。

ウ 相当の期間(アの通知において、その期限を示す。)内に、残りの部分について開示決定等を行う。

(13) 事案の移送 (第15条)

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断にゆだねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

(14) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 (第16条)

ア 第三者(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者)に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができる。

イ 公益上の理由により開示しようとするときは、当該機会を与えなければならない。

ウ 当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いて、開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図る。

(15) 開示の実施 (第17条)

ア 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を光ディスク等に複写、などの方法によることもできる。

イ 「電磁的記録」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、用紙に出力したものと及び光ディスク等に複製したものなどの交付が定められている(施行規則第5条参照)。

ウ 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき等の写しの閲覧(ただし書)

文書、図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたものと又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(16) 他の制度との調整(第18条)

ア 他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が開示することとされている場合には、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。

イ 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この条例に基づく開示請求を認めない。

ウ 「その他の県の施設又は機関」には、次のようなものがある。

- ・ 行政情報センター
- ・ 宮古行政情報コーナー
- ・ 八重山行政情報コーナー

(17) 費用負担(第19条)

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めた。

(18) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第20条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(19) 沖縄県情報公開審査会への諮問（第21条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求を受け当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、原則として沖縄県情報公開審査会への諮問を義務付けた。

ア 沖縄県情報公開審査会への諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

イ 諮問をした実施機関は、審査請求人や参加人等へ諮問をした旨を通知しなければならない。

(20) 沖縄県情報公開審査会（第23条）

ア 第21条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。

イ 情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。

(21) 調査審議手続の非公開（第28条）

沖縄県情報公開審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(22) 情報提供の推進（第31条）

ア 「情報公開制度」は、公文書開示制度と情報提供の二本柱から成るものであり、公正で開かれた県政の推進のため、情報提供施策の充実を図ることを定めた。

イ 「情報提供」とは、県が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供することをいう。

具体的には、テレビやラジオでの放送、各種の広報紙誌の発行、行政資料の配布、県ホームページによる情報提供、担当課（所）での説明等をいう。

また、行政情報センターでは、各課（所）等が発行する行政資料等を入手するとともに、行政資料目録を発行し、当該行政資料の閲覧・所在案内を行っている。

(23) 出資等法人の情報公開（第33条）

県が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定める「出資等法人」は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を行うよう努めること、また、実施機

関は、出資等法人に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めた。

(24) 運用状況の公表（第37条）

公文書開示制度の適正な運営と健全な発展を期するため、毎年度、公文書の開示の運用状況を公表するものとする。

(25) 適用除外（第38条）

本条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）の適用除外とされている公文書については、本条例を適用しないことを定めたものである。

情報公開法の適用除外とすることが定められているものとして、刑事訴訟法に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」や漁業法に規定する「免許漁業原簿」等があるが、これらの公文書の開示・不開示の取扱いは、個別法において体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、国の場合は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により情報公開法を適用しないこととしている。

したがって、このような公文書を実施機関が管理している場合、国の情報開示制度との整合性を考慮し、本条例も適用しないこととするものである。

Ⅱ 情報公開制度の実施状況

1 公文書開示請求の受付状況

令和3年度における公文書の開示請求は 1,922 件であり、前年度の 1,708 件に比べ、214 件(約 12.5%)の増となっている。

特に保健医療部への開示請求が増えており、その要因として、食品衛生や生活衛生に係る営業許可等に関する開示請求が増えたことが挙げられる。

表1 公文書開示請求の受付状況 (単位:件)

区 分	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R 2 年度	R 3 年度
本 庁 (行政情報センター)	1,278	1,262	1,462	1,495	1,577
出 先 機 関	794	576	259	185	315
公安委員会	1	9	7	2	0
警察本部長	59	81	46	26	30
公立大学法人 県立芸術大学					0
合 計	2,132	1,928	1,774	1,708	1,922

注1 開示請求とは、沖縄県情報公開条例第6条の規定に基づく請求である。

2 件数は、提出された請求書の受付件数である。

2 公文書の実施機関別開示請求状況

請求件数の実施機関別の割合は、知事部局 87.8 %、教育委員会 6.3 %、企業局 2.9 %となっている。知事部局について部別に見ると、保健医療部が 46.4 %、土木建築部が 26.4 %を占めている。

表2 実施機関別の請求状況 (単位:件)

年 度		H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R 2 年度	R 3 年度
実施機関						
	知 事 公 室	24	44	29	33	61
	総 務 部	27	22	23	18	25
	企 画 部	9	17	13	23	24
	環 境 部	74	105	74	94	94
	子ども生活福祉部	31	26	20	30	24
	保 健 医 療 部	514	570	664	587	782
	農 林 水 産 部	292	224	228	281	177
	商 工 労 働 部	16	18	29	23	17
	文化観光スポーツ部	4	13	27	18	32
	土 木 建 築 部	882	667	420	404	445
	出 納 事 務 局	1	2	0	3	6
	知事部局計	1,874	1,708	1,527	1,514	1,687
	議 会	10	2	12	4	3
	教 育 委 員 会	139	87	91	88	122
	選 挙 管 理 委 員 会	11	9	19	16	7
	人 事 委 員 会	0	0	2	0	1
	監 査 委 員	0	0	2	1	2
	労 働 委 員 会	0	0	1	0	0
	収 用 委 員 会	6	2	1	3	1
	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0
	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0
	企 業 局	15	23	65	49	56
	病 院 事 業 局	17	7	1	5	13
	公 安 委 員 会	1	9	7	2	0
	警 察 本 部 長	59	81	46	26	30
	公立大学法人 県立芸術大学					0
	合 計	2,132	1,928	1,774	1,708	1,922

3 公文書開示請求の処理状況

表3 処理状況

(単位:件)

区 分		年 度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R2 年度	R3 年度
請 求 件 数			2,132	1,928	1,774	1,708	1,922
処 理 状 況	決 定 済	開 示	1,382	1,209	972	909	964
		部 分 開 示	655	744	642	596	705
		不 開 示	35	37	33	35	44
		存 否 応 答 拒 否	5	1	2	4	11
		不 存 在	128	205	216	269	341
		小 計	2,205	2,196	1,865	1,813	2,065
取 下 げ			40	42	40	36	44
合 計			2,245	2,238	1,905	1,849	2,109

注 1件の開示請求に対し、複数の決定をした場合があるため、請求件数と決定(処理)件数は一致しない。

4 部分開示及び不開示の内訳

公文書の開示可否の決定に関して、条例第7条各号に該当し、部分開示及び不開示の決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表4 不開示理由事項別内訳

(単位:件)

区 分	年 度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 (R1 年度)	R2 年度	R3 年度
1号 法令秘情報		3	3	6	2	3
2号 個人に関する情報		599	688	576	457	605
3号 法人等に関する情報		127	278	247	168	197
4号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会及び警察本部長以外)		6	6	5	7	6
5号 公共の安全等に関する情報 (公安委員会又は警察本部長)		5	12	11	11	3
6号 審議、検討等に関する情報		10	20	40	29	23
7号 事務又は事業に関する情報		61	70	63	60	96
合 計		811	1,077	948	734	933

注 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数とは一致しない。

5 不服申立ての状況

令和3年度は、公文書の開示に関する決定に対し、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てが前年度からの継続分を含めて43件あり、そのうち32件が審査会へ諮問された。

表5 不服申立ての状況 (単位:件、回)

年度	不服申立て	取下げ 又は 却下	諮問	審議 回数 (回)	諮問に対する処理状況(内訳)							
					審議前	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
									認容	一部 認容	棄却	その他
平成29年度	25(11)	0	18(6)	10	2	8	0	7(5)	0	2(2)	5(3)	0
平成30年度	20(10)	3	15(10)	17	0	7(5)	0	8(5)	1(1)	3(2)	3(2)	1
平成31年度 (令和元年度)	27(9)	1	20(8)	11	2	3	0	15(8)	0	6(5)	8(2)	1(1)
令和2年度	18(10)	1(1)	15(5)	9	5	1	0	9(5)	2	3(2)	4(3)	0
令和3年度	43(7)	2	32(7)	11	18	6(1)	0	8(6)	0	2(2)	5(3)	1(1)

注1 括弧書きの件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

2 諮問併合があった場合は、諮問とその内訳の数は一致しない。

6 沖縄県情報公開審査会の開催等の状況

沖縄県情報公開審査会は、平成4年7月1日の条例施行と同時に沖縄県公文書公開審査会として設置され、知事が委嘱する5人の委員によって構成された。新たな条例の施行に伴い、平成14年1月1日から名称が沖縄県情報公開審査会に改められた。

委員の任期は2年、令和3年度の審査会の開催回数は11回となっている。

表6 沖縄県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

任期:令和3年1月9日~令和5年1月8日(2年)

(令和4年3月31日現在)

氏名	役職等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

表7 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和3年4月14日	第323回	<p>(1)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問農第16号「国頭村及びうるま市宮城島の鉱山における森林法に基づく林地開発許可申請書及び許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問保第6号「特定歯科診療所の開設届又は準ずる書類すべて」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年5月12日	第324回	<p>(1)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問農第16号「国頭村及びうるま市宮城島の鉱山における森林法に基づく林地開発許可申請書及び許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問保第6号「特定歯科診療所の開設届又は準ずる書類すべて」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4)沖縄県諮問土第25号「沖縄防衛局から提出された埋立変更承認申請に対する意見書のうち、名護市民分の意見書」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年7月14日	第325回	<p>(1)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問農第16号「国頭村及びうるま市宮城島の鉱山における森林法に基づく林地開発許可申請書及び許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3)沖縄県諮問保第6号「特定歯科診療所の開設届又は準ずる書類すべて」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年8月11日	第326回	<p>(1)病総第474号「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2)沖縄県諮問農第16号「国頭村及びうるま市宮城島の鉱山に</p>

		<p>おける森林法に基づく林地開発許可申請書及び許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問土第 25 号「沖縄防衛局から提出された埋立変更承認申請に対する意見書のうち、名護市民分の意見書」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年9月 22 日	第 327 回	<p>(1) 病総第 474 号「平成 28 年 11 月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖公委（広相）第 2 号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020 年 1 月から 7 月までの 1 日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年 10 月 25 日	第 328 回	<p>(1) 病総第 474 号「平成 28 年 11 月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖公委（広相）第 2 号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020 年 1 月から 7 月までの 1 日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成 27 年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県諮問環第 1 号「安和棧橋構内製品仮置きにかかる事業行為届出書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年 11 月 17 日	第 329 回	<p>(1) 沖公委（広相）第 2 号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020 年 1 月から 7 月までの 1 日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成 27 年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第 1 号「安和棧橋構内製品仮置きにかかる事業行為届出書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求につ</p>

		<p>いて</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 1 号「2021 年度歳出予算事業別概算見積書他 2021 年度事業計画書、予定など事業計画に関する文書と資料全て。(埋蔵文化センターに関する件等)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和3年 12 月 13 日	第 330 回	<p>(1) 沖公委 (広相) 第 2 号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020 年 1 月から 7 月までの 1 日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書 (加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成 27 年度分)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第 1 号「安和棧橋構内製品仮置きにかかる事業行為届出書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 1 号「2021 年度歳出予算事業別概算見積書他 2021 年度事業計画書、予定など事業計画に関する文書と資料全て。(埋蔵文化センターに関する件等)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問企第 2 号「国頭郡今帰仁村古宇利流し原開発工事の変更に関する変更届など (特には届出期日及び承認期日が分かるもの)。等」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖公委 (捜二) 第 8 号「平成 14 年 7 月 24 日に廃止された『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』は何時の頃か復活し、平成 22 年 2 月 5 日に改正された。当該廃止から当該復活に至る過程 (理由等を含む) が分かる記録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 5 号「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>
令和4年1月 26 日	第 331 回	<p>(1) 沖公委 (広相) 第 2 号「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020 年 1 月から 7 月までの 1 日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書 (加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等</p>

		<p>を含む。平成 27 年度分)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖縄県諮問環第 1 号「安和棧橋構内製品仮置きにかかる事業行為届出書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 1 号「2021 年度歳出予算事業別概算見積書他 2021 年度事業計画書、予定など事業計画に関する文書と資料全て。(埋蔵文化センターに関する件等)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県諮問企第 2 号「国頭郡今帰仁村古宇利流し原開発工事の変更に関する変更届など(特には届出期日及び承認期日が分かるもの)。等」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p>
令和4年2月 21 日	第 332 回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 2 号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成 27 年度分)」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問企第 2 号「国頭郡今帰仁村古宇利流し原開発工事の変更に関する変更届など(特には届出期日及び承認期日が分かるもの)。等」に係る公文書部分開示決定に対する 審査請求について</p> <p>(3) 沖公委(搜二)第 8 号「平成 14 年 7 月 24 日に廃止された『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』は何時の頃か復活し、平成 22 年 2 月 5 日に改正された。当該廃止から当該復活に至る過程(理由等を含む)が分かる記録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 5 号「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第 6 号「令和 3 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第 2 次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに 9/4・5 に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等 3 件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問保 10 号「COVID-19 感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県諮問知第 1 号「令和 2 年 4 月 1 日以降、特定の政策参</p>

		与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について
令和4年3月16日	第333回	<p>(1) 沖縄県教育委員会教育長諮問第2号「沖縄県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。平成27年度分）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(2) 沖縄県諮問企第2号「国頭郡今帰仁村古宇利流し原開発工事の変更に関する変更届など（特には届出期日及び承認期日が分かるもの）。等」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(3) 沖公委（捜二）第8号「平成14年7月24日に廃止された『知能犯罪告訴・告発事件取扱要領』は何時の頃に復活し、平成22年2月5日に改正された。当該廃止から当該復活に至る過程（理由等を含む）が分かる記録」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(4) 沖縄県教育委員会教育長諮問第5号「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(5) 沖縄県教育委員会教育長諮問第6号「令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第2次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに9/4・5に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等3件に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求について</p> <p>(6) 沖縄県諮問保10号「COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求について</p> <p>(7) 沖縄県諮問知第1号「令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料」に係る公文書不開示決定に対する審査請求について</p>

7 不服申立ての処理状況一覧

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容	①決定日 ②決定内容	
1	R2.8.13 知事	特定歯科診療所の開設届又 は準ずる書類	①R2.6.12 ②R2.7.17 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.12.23 ②R3.8.10 ③答申第126号 ④棄却	①R3.9.8 ②棄却	
	医療政策課(沖縄 県諮問保第6号)						
2	R2.10.26 知事	国頭村及びうるま市宮城島の 鉾山における森林法に基づく 林地開発許可申請書及び許 可書	①R2.7.22 ②R2.9.4 ③部分開示	第2号 第3号	①R2.12.17 ②R3.8.30 ③答申第127号 ④一部認容	①R3.9.14 ②一部認容	
	森林管理課(沖縄 県諮問農第16号)						
3	R2.11.16 知事	沖縄防衛局から提出された埋 立変更承認申請に対する意見 書のうち、名護市民分の意見 書	①R2.11.8 ②R2.11.12 ③不開示	第2号	①R3.1.12 ②R3.8.30 ③答申第128号 ④棄却	①R3.9.3 ②棄却	
	海岸防災課(沖縄 県諮問土第25号)						
4	R2.1.6 病院事業局	平成28年11月等に、沖縄県立 の複数の病院が労働基準監 督署からは正勧告書・指導票 を交付されたことに関連して行 われた会議の文書等	①R30.11.5 ②R1.11.18 ③部分開示及 び不開示	第2号 第3号 第6号 第7号	①R2.9.16 ②R3.10.29 ③答申第129号 ④一部認容	①R3.11.16 ②一部認容	
	病院事業総務課 (病総第474号)						
5	R2.11.2 公安委員会	与那原警察署が与原公園近く の交差点で実施した、2020年 1月から7月までの1日ごとの 交通違反の検挙人数及び警 察車両の駐車区域が分かる文 書	①R2.7.27 ②R2.8.13 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.1.15 ②R4.2.2 ③答申第130号 ④棄却	①R4.2.21 ②棄却	
	広報相談課(沖公 委(広相)第2号)						
6	R3.4.28 知事	安和棧橋構内製品仮置きにか かる事業行為届出書	①R1.6.14 ②R2.4.10 ③部分開示	第2号 第3号	①R3.4.30 ②R4.2.2 ③答申第131号 ④一部認容	①R4.2.14 ②一部認容	
	環境保全課(沖縄 県試問環第1号)						
7	R3.9.8 教育委員会	2021年度歳出予算事業別概 要見積書他2021年度事業計 画書、予定など事業計画に関 する文書と資料(埋蔵文化セ ンターに関する件等)	①R3.8.23 ②R3.8.30 ③部分開示	第7号	①R3.11.2 ②R4.2.2 ③答申第132号 ④棄却	①R4.2.7 ②棄却	
	文化財課(沖縄県 教育委員会教育長諮 問第1号)						
8	R3.10.7 知事	国頭郡今帰仁村古宇利流し 原開発工事の変更に関する変 更届等	①R3.8.17 ②R3.8.31 ③部分開示	第2号 第3号 第7号	①R3.11.9 ②R4.3.18 ③答申第133号 ④棄却		
	県土・跡地利用対 策課(沖縄県諮問 企第2号)						
9	R2.11.18 教育委員会	沖縄県内の公立小・中・高・養 護・盲学校に関する体罰事故 報告書(加害教師の反省文、 顛末書、診断書、事情聴取記 録、その他一切の添付文書等 を含む。平成27年度分)	①R2.9.7 ②R2.9.23 ③部分開示	第2号	①R3.1.18		
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第2号)						
10	R3.4.26 公安委員会	平成14年7月24日に廃止され た「知能犯罪告訴・告発事件 取扱要領」は何時の頃か復活 し、平成22年2月5日に改正さ れた。当該廃止から当該復活 に至る過程(理由等を含む)が 分かる記録	①R3.3.26 ②R3.4.12 ③不存在による 不開示	第11条第 2項	①R3.11.22		
	捜査第二課(沖公 委(捜二)第8号)						
11	R3.9.9 教育委員会	特定の教諭の言動に係る聞き 取り結果一覧	①R3.8.10 ②R3.8.13 ③不開示	第2号 第7号	①R3.11.25		
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第5号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
12	R3.9.6 知事	特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている法的根拠が分かる公文書等	①R3.5.26 ②R3.6.11 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.17		
	環境整備課(沖縄県諮問環第11号)						
13	R3.9.6 知事	特定の環境省通知文書において、同省が溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書等	①R3.6.29 ②R3.7.14 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.17		
	環境整備課(沖縄県諮問環第12号)						
14	R3.9.6 知事	浦添市と中城村と北中城村が「ごみ処理の広域化」に当たって、浦添市と同様に最終処分場の整備と民間委託処分を行わずに最終処分ゼロを継続することを決定している理由が分かる公文書等	①R3.7.5 ②R3.7.20 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.17		
	環境整備課(沖縄県諮問環第13号)						
15	R3.9.6 知事	県が令和2年度まで、国の財政的援助を受けて「ごみ処理施設」を整備している沖縄県の市町村(一部事務組合含む)において、中城村・北中城村エリアを廃棄物処理法の基本方針に即して最終処分場の整備を行う必要がない地域であると判断していた理由が分かる公文書等	①R3.7.13 ②R3.7.28 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.17		
	環境整備課(沖縄県諮問環第14号)						
16	R3.9.6 知事	市町村が策定する「ごみ処理基本計画」の対象区域に米軍施設(キャンプ瑞慶覧)を含めているにもかかわらず、廃棄物処理法第6条第1項の規定に従って「米軍ごみ」に対する収集運搬計画を策定していない北中城村において、県が、同法第6条の2第1項及び第2項の規定に従って「米軍ごみ」の適正な収集運搬が行われていると判断している法的根拠が分かる公文書	①R3.7.14 ②R3.7.29 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.17		
	環境整備課(沖縄県諮問環第15号)						
17	R3.9.24 教育委員会	令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験第2次試験について 緊急事態宣言下で、再延期せずに9/4・5に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名等	①R3.9.10 ②R3.9.21 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.20		
	学校人事課(沖縄県教育委員会教育長諮問第6号)						
18	R3.5.13 知事	COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書	①R3.3.26 ②R3.5.20 ③部分開示	第2号	①R3.12.21		
	感染症対策課(沖縄県諮問保第10号)						
19	R3.9.8 知事	沖縄県において、北中城村と中城村北中城村清掃事務組合の「ごみ処理基本計画」の対象区域に含まれている米軍施設(キャンプ瑞慶覧)から排出される「米軍ごみ」の分別計画を策定している者と分別を行っている者と分別が行われている場所が分かる公文書等	①R3.7.12 ②R3.7.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.21		
	環境整備課(沖縄県諮問環第16号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
20	R3.9.8 知事	環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して「ごみ処理基本計画」を策定していない市町村に対して、県が環境省の「循環型社会形成推進交付金」を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書等	①R3.7.16 ②R3.8.2 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.21		
	環境整備課(沖縄県諮問環第17号)						
21	R3.9.8 知事	中城村北中城村清掃事務組合が防衛省(旧那覇防衛施設局)の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書等	①R3.7.19 ②R3.8.4 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R3.12.21		
	環境整備課(沖縄県諮問環第18号)						
22	R3.10.15 知事	環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている「ごみ処理基本計画策定指針」において、同省が都道府県の「廃棄物処理計画」を市町村の「一般廃棄物処理計画」の上位計画として位置付けている理由と法的根拠が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第22号)						
23	R3.10.15 知事	中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から焼却炉に併設されている溶融炉の運用を休止したときに、県が平成25年度に同組合に対して与えていた溶融炉の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第23号)						
24	R3.10.15 知事	浦添市と中城村と北中城村が平成29年度に「循環型社会形成推進地域計画」を作成したときに、県が1市2村に対して与えていた中城村北中城村清掃事務組合が所有している既存施設(青葉苑)の財産処分に対する技術的援助の内容が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第24号)						
25	R3.10.15 知事	浦添市と中城村と北中城村との「ごみ処理の広域化」に当たって、県が浦添市が作成した「交付金交付申請書」の審査を行ったときに、交付対象事業の目的と内容に対して県が行った調査の内容が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第25号)						
26	R3.10.15 知事	沖縄県民が廃棄物処理法第2条の4の規定に基づく日本の国民として協力しなければならない一般廃棄物の適正な処理に関する国の施策の概要が分かる公文書	①R3.9.10 ②R3.9.27 ③不存在による不開示	第11条第2項	①R4.1.13		
	環境整備課(沖縄県諮問環第26号)						
27	R3.11.15 知事	令和2年4月1日以降、特定の政策参与が知事との面談で使用した資料	①R3.10.12 ②R3.10.25 ③不開示	第6号	①R4.1.17		
	秘書課(沖縄県諮問知第1号)						

NO	不服申立て 年月日	不服申立ての対象となった 公文書等	原決定	不開示 根拠 (条例第7 条各号等)	情報公開審査会	不服申立てに対 する決定(裁決)	備考
	実施機関名 (諮問番号)		①開示請求日 ②決定日 ③決定内容		①諮問日 ②答申日 ③答申番号 ④答申内容		
28	R3.12.1 教育委員会	令和2年度実施沖縄県公立学 校管理職候補者試験の全試 験別の最終合格者の年齢幅 に係る文書等 (平成31年度から令和2年度 実施沖縄県公立学校学校管 理職候補者試験判定会議資 料)	①R3.9.18 ②R3.10.5 ③不開示	第7号	①R4.3.4		
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第7号)						
29	R3.12.2 教育委員会	令和3年度実施沖縄県公立学 校学校管理職候補者試験判 定会議資料	①R3.11.18 ②R3.11.25 ③不開示	第7号	①R4.3.4		
	学校人事課(沖縄 県教育委員会教育 長諮問第8号)						
30	R3.4.26 教育委員会	子どもの自殺が起きたときの背 景調査における基本調査報告 書等	①R3.3.22 ②R3.4.14 ③部分開示	第2号	①R4.3.8		
	県立学校教育課 (沖縄県教育委員 会教育長諮問第10 号)						
31	R3.9.17 教育委員会	子どもの自殺が起きたときの背 景調査における基本調査報告 書	①R3.8.10 ②R3.8.20 ③部分開示	第2号	①R4.3.8		
	県立学校教育課 (沖縄県教育委員 会教育長諮問第9 号)						
32	R4.1.25 知事	1945年以降入退園措置児童 名簿	①R3.11.13 ②R3.11.29 ③部分開示	第2号	①R4.3.11		
	青少年・子ども家庭 課(沖縄県諮問子 第15号)						

(注) 条例第7条各号(不開示根拠)について

第1号: 法令秘情報

第2号: 個人に関する情報

第3号: 法人等に関する情報

第4号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長以外の機関)

第5号: 公共の安全等に関する情報(公安委員会及び警察本部長)

第6号: 審議・検討等に関する情報

第7号: 事務又は事業に関する情報

8 沖縄県情報公開審査会答申概要

沖縄県情報公開審査会答申第126号 概要

①件名	「特定の歯科診療所の開設届、または準ずる書類すべて」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年6月12日（令和2年6月17日收受）
③実施機関	処分庁：八重山保健所 審査庁：保健医療部医療政策課
④決定年月日	令和2年7月17日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び第3号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年8月13日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	公文書の不開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	利益を害する可能性があるため。
⑩諮問年月日	令和2年12月23日（令和2年12月24日收受）
⑪答申年月日	令和3年8月10日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。ただし、不開示情報として適用した根拠の提示が十分ではない。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書は、診療所を開設した際に都道府県知事に届け出た診療所開設届等である。</p> <p>・条例第7条第2号該当性 審査会において、本件公文書を見分したところ、個人の氏名・住所、印影、電話番号、履歴書に記載のある職歴等の履歴事項はいずれも、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当することが認められることから、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。 また、診療所の管理者は医療法及び医療法施行規則に基づき都道府県知事に医療機関情報を報告し、都道府県知事は報告された情報を公表することとされており、診療所管理者の氏名は報告を要し、公表される情報の一つであることから、慣行として公にされている情報として条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示が妥当と判断できる。</p> <p>さらに、医師及び歯科医師の資格については、厚生労働省のホームページの「医師等資格確認検索システム」の一般向け検索画面において、医師の職種、氏名を入力することにより、登録年の確認が可能となっており、審査会としては、医師の氏名が判明すればホームページにおいて公表される情報については、慣行として公にされている情報として条例第7条第2号ただし書アに該当するものと判断し、当該ホームページで検索することができない本籍地の都道府県名、生年月日、歯科医師国家試験実施回、歯科医籍登録番号および登録月日については、条例第7条第2号ただし書アに該当せず不開示が妥当と判断するものである。</p> <p>一方、歯科医師免許証に記載のある公務員の氏名については、確かに当該公務員の職務遂行に係るものであると認められるが、当該公務員の氏名を開示した場合、他の情報と照合することにより、慣行として公にされている情報ではない免許証の書換えや再交付をしたか否か、又は歯科医籍登録年月まで推測されることになり、条例第7条第2号に定める特定の個人を識別することができる情報に該当し、不開示が妥当である。</p> <p>・条例第7条第3号該当性 審査会において、本件公文書を見分したところ、診療室等の平面図に記載のある情報については、診療所開設者が有する創意工夫や、これまで蓄積してきた営業上のノウハウやアイデアを基に作成されたものであり、これらに係る情報を将来の事業活動にも活用していくことが考えられるため、当該情報は法人等の権利その他正当な利益に関する情報であるといえる。 これらの情報を公にすることにより、当該法人等の事業活動上のノウハウの</p>

価値が失われ、公正な競争関係に不利益を与えるおそれがあるほか、当該法人等の運営上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当し、不開示が妥当である。

実施機関は、管理者が他に勤務する診療所の名称や所在地に関する情報について、条例第7条第3号を根拠に不開示としているが、当該情報は、管理者の職歴事項に関する情報であり、履歴書記載の情報と同様「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、個人に関する情報に該当することが認められる。したがって、当該情報は同条第2号の規定を根拠に不開示とすべきものである。

○付言

本件処分の理由付記においては、開示しないこととなった根拠規定を示すのみにとどまっており、当該規定を適用する根拠が全く示されておらず、理由付記に不備があるといえる。

今後、実施機関において、開示請求に係る一部及び全部不開示の決定を行う際は、条例第14条の趣旨に照らして不開示とした理由を具体的に付記し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう、改善を要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第127号 概要

①件名	「国頭村の鉱山、うるま市宮城島の鉱山における森林法に基づく林地開発許可申請書と許可書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年7月22日（同日收受）
③実施機関	農林水産部森林管理課
④決定年月日	令和元年8月30日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び第3号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年10月26日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	部分開示決定を取り消し、全面開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	1. 個々の黒塗り箇所が、何故、条例第7条第3号に該当するのか説明がない。 2. 個々の黒塗り箇所は、条例第7条第3号に該当しない。 なお、条例第7条第2号に該当する箇所については争わない。
⑩諮問年月日	令和2年12月17日（同日收受）
⑪答申年月日	令和3年8月30日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定の不 開示決定部分のうち、開発行為に係る森林の所在場所（地番を除く）、森林の 土地面積、公害防止協定書等に記載のある法人名については、開示が妥当であ る。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書は、森林法に基づき森林の開発行為を行う際に都道府県知事に提出 した申請書及び申請に対する許可書である。</p> <p>・不開示情報該当性の判断の時点 個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時 点である。不開示情報該当性については、時の経過、社会情勢の変化、当該情 報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものである。</p> <p>・条例第7条第3号該当性 審査会において、本件公文書を見分したところ、不開示とした事業者の会社 印び代表者印は重要な書類に限定して使用される印鑑であると推認され、一般 に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であるとともに、公に した場合、偽造等による印影の不正使用に繋がり、法人等の権利その他正当な 利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。 また、事業計画書、開発予定地の図面、事業区域面積、事業工程表について は事業者が独自に調査し特定した面積や数値の情報、経験等による独自の手法 及びノウハウによる情報であり、所要経費や経費内訳は当該開発事業における 所要の費用を、事業者の財務状況を踏まえ積算等した情報である。これらの情 報が公になることで、開発鉱山の埋蔵鉱量や可採鉱量、事業における生産計画、 販売戦略、営業上のノウハウ等を同業他社等に推測され、法人等の競争上の地 位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。 一方、開発地の不動産登記簿や事業者の履歴事項全部証明書については、他 の法令（不動産登記法等）に基づき取得が可能な書類であることから、他の制 度との調整を定める条例第18条を根拠に、不開示とすべきものである。 しかし、開発行為に係る森林の所在場所の情報については開発地が目視によ り判明できるものであること、開発予定森林の土地面積については特定文書2 方により開示している情報であること、公害防止協定書等の法人等である相手 方の名称については一般に公になっている情報であることから、これらを不開 示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。 審査請求人は鉱山の鉱区図は他の官公庁で公開されており不開示の理由には ならないと主張するが、本件公文書の採掘鉱区図は既に閉鎖されたものであり、 本件処分時点において閉鎖された当該採掘鉱区図は、事業者の事業活動上の 信用及び運営上の地位に関する情報であるといえ、公にすることにより、法人 等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不 開示が妥当である。</p>

○付言

本件処分の理由付記においては、不開示理由は開示しないこととなった根拠規定を示すのみにとどまっており、当該規定を適用するに至った理由が全く示されておらず、理由付記に不備があるといえる。また、不開示とした根拠条項の適用にも誤りがあった。

今後、実施機関においては、開示請求に係る一部及び全部不開示の決定を行う際には、条例第14条の趣旨に照らし不開示とした理由を具体的に付記するとともに、適用する条項を慎重に検討する等、適正な情報公開事務処理に努めるよう改善を要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第128号 概要

①件名	「沖縄防衛局から提出された埋め立て変更承認申請に対する意見書のうち、名護市民分の意見書」に係る公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年11月8日（令和2年11月9日收受）
③実施機関	土木建築部海岸防災課
④決定年月日	令和2年11月21日
⑤決定内容	公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年11月16日（令和2年11月17日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	本件不開示決定を取り消し、意見書の氏名・住所・電話等以外の部分の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	当該文書は、氏名・住所・電話等の部分を不開示とすれば、沖縄県情報公開条例第7条第2号にいう「特定の個人を識別できるもの」、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえない。
⑩諮問年月日	令和3年1月12日（同日收受）
⑪答申年月日	令和3年8月30日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書は、公有水面埋立法に基づき沖縄防衛局長が沖縄県知事に提出した公有水面埋立変更承認申請書が縦覧に供された際に利害関係者である名護市在住者から提出された意見書である。</p> <p>・条例第7条第2号該当性 審査会において、本件公文書を見分したところ、個人の氏名、住所、電話番号はいずれも、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。 また、利害関係の内容及び公有水面埋立設計変更承認申請に対する意見内容についても、提出者個人が有する機微な体験に関する記述、実生活を営む上で支障となる当該個人と密接に関連する率直な内心に関する記述及び個人の思想、信条の機微に係る記述が含まれていることが認められ、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当することが認められることから、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。</p> <p>○付言 本件処分の理由付記においては、開示しないこととなった根拠規定の条文を示すのみにとどまっており、当該規定を適用する根拠が具体的に示されておらず、理由付記に不備があるといえる。 今後、実施機関において、開示請求に係る一部及び全部不開示の決定を行う際には、条例第14条の趣旨に照らして不開示とした理由を具体的に付記し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう、改善を要望する。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第129号 概要

①件名	「平成28年11月等に、沖縄県立の複数の病院が労働基準監督署から是正勧告書・指導票を交付されたことに関連して行われた会議の文書等」に係る公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	平成30年11月5日（平成30年11月7日收受）
③実施機関	病院事業局病院事業総務課
④決定年月日	令和元年11月18日
⑤決定内容	公文書部分開示決定及び公文書不開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号、第3号、第6号、第7号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年1月6日
⑧審査請求の趣旨(要旨)	部分開示決定及び不開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	<p>開示を求める文書は、沖縄県病院事業局が管轄する各病院が長年にわたり続けてきた労働基準法等の違反に関連するものである。県による法令違反に関連する文書については、例外なく全て開示されるべきである。</p> <p>条例第7条各号で不開示の理由となる「おそれ」の判断は、法的保護に値する蓋然性が客観的に認められる必要があるが、沖縄県病院事業局長は「おそれ」について具体的に述べておらず、漠然とした理由による部分開示及び不開示は不当である。</p> <p>また、シミュレーション等の情報が公になることにより、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとしているが、あくまでも仮定であり、県民の間に生じる混乱は限定的である。</p> <p>さらに、労働組合を結成し交渉を行うことは、憲法第28条で保護されており、その交渉記録の開示が、当事者である沖縄県にとって不利益なものでも、何ら不当なものとはいえない。</p>
⑩諮問年月日	令和2年9月16日（同日收受）
⑪答申年月日	令和3年10月29日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県病院事業局長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定及び公文書不開示決定のうち、既に審議又は検討を終えて意思決定に影響を及ぼさない情報及び給与の事務処理に関する通知文書については、開示すべきである。</p> <p>○審査会の判断 本件公文書は、主に実施機関で行われた職員の労働問題関連会議の会議録、当該会議で用いられた資料、職員労働組合との交渉記録等である。</p> <p>・不開示情報該当性の判断の時点 個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。不開示情報該当性については、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものである。</p> <p>・条例第7条第2号該当性 審査会において、本件公文書を見分したところ、時間外勤務命令簿の勤務者氏名、県立病院長との労働に関する協定書の職員労働組合代表者氏名及び会議において発言された特定の医師氏名については、「特定の個人を識別できる情報」又は公務員の職務遂行に係る情報であるが当該公務員の給与を推測することができる情報であり、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報であることから、当該情報を不開示とした決定は妥当である。</p> <p>しかし、職務遂行のために付与された職員のメールアドレスについては、公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することが認められることから、当該情報は、条例第7条第7号の規定を根拠に不開示とすべきものである。</p> <p>・条例第7条第3号該当性</p>

審査会において、本件公文書を見分したところ、損害保険料について審議した記録にある、保険会社名及び保料の見積金額の情報については、法人の公正な競争関係における地位を害すおそれがある情報であると認められることから、条例第7条第3号を根拠に不開示とした決定は妥当である。

・条例第7条第6号該当性

審査会において、本件公文書を見分したところ、県立病院の職員体制や職員処遇等検証のため様々な態様を想定した議論を行うための情報、労働基準監督署や労働局等国の機関との意見交換に関する情報、他の病院の職員の処遇や雇用契約に関する情報及びそれらの情報に関し議論された議事内容について療、公にするにより、本県の医療の中核的役割を担う県立病院が提供する医生は、サ一ビスに変更が生じる情報であり、また、国の機関や他病院との信用の上で成り立する率直な意見交換や情報共有、諸問題の是正に向けた調整等が損なわれるおそれがあること、今後、関係機関又は病院事務局の事務の遂行上著しい支障が生ずるおそれがあること、これを否定できない情報であると判断されることから、条例第7条第6号に該当し、不開示が妥当と判断する。

一方、実施機関が不開示とした業務改善及び時間外勤務縮減プログラム（以下「縮減プログラム」という。）関連文書については、開示請求時点で既に審議・検討を終え、平成30年1月から改正された縮減プログラムが実施されたことが確認でき、改定以前に作成された実施機関の改定方針や各県立病院へ発出された意見照会依頼文については、意思決定そのものに影響を及ぼさないと考えられることから条例第7条第6号には該当せず、開示すべきである。しかし、縮減プログラム改定に係る検討のために行った職員意識調査を集計した資料のうち、職員の意見が列記された箇所については、アンケート回答者の率直な心情や意見が記載されているため、公にすることにより将来行われた同種事務の検討に要する意見聴取が困難になり、実施機関の事務に支障をきたすおそれがあることから、当該情報は、条例第7条第7号の規定を根拠に不開示とするべきである。

・条例第7条第7号該当性

審査会において、本件公文書を見分したところ、他の地方公共団体等の職員確保に係る契約や交渉に関する情報については、公にすることにより、将来情報の提供が得られないことも想定され、実施機関職員の処遇等の検討が困難になるおそれがある。また、労働基準監督署との協議に関連する情報については、公にすることにより、国の機関との率直な意見交換や諸問題の是正に向けた調整等が損なわれるほか、当該国の事務の遂行にも著しい支障が生ずるおそれがある。さらに、職員労働組合との労使交渉や意見交換の情報については、非公開で行われる交渉記録であることや、制度の方針や人事に関する機微な内容の記録であり、公にすることにより労働組合と実施機関の一定の信頼関係を損ね、今後の交渉当事者の地位や率直な意見交換を妨げるおそれがないとは言えず、病院事業の様々な協議や折衝を踏まえた事業運営の遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、実施機関の人事管理の方針検討に関連する情報については、人事管理の方針等を検討する際の情報であることが認められ、公にすることにより職員の採用に支障を来し、円滑な人員の確保に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。よって、これらの情報を条例第7条第7号を根拠に不開示とした決定は妥当である。

しかし、実施機関が円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした給与の事務処理に関する通知文書については、県立病院間で統一した事務を行えるよう示した過年度給与の支払方法や手続に関する情報に過ぎず、公にすることにより円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが具体的に生じるものとは認められず、開示とすべきである。

第6 付言

実施機関は、当初の公文書開示等決定に対する審査請求人からの不服申立てを受けて、改めて該当する公文書を特定し、公文書開示請求から約1年を経過した後、本件処分を行っており、当初の公文書開示等決定の際に行うべき文書の探索が十分であったとはいえない。

今後、実施機関において、開示請求に係る開示決定等を行うにあたっては、公文書を慎重に探索し、条例の規定に基づき決定内容を精査し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう改善を要望する。

沖縄県情報公開審査会答申第130号 概要

①件名	「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域が分かる文書」に係る公文書不存在による不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年7月27日（令和2年7月30日收受）
③実施機関	処分庁：警察本部交通部交通指導課 審査庁：警察本部警務部広報相談課
④決定年月日	令和2年8月13日
⑤決定内容	公文書不存在による不開示決定
⑥決定理由	開示請求に係る公文書は、作成・取得していないため不存在
⑦審査請求年月日	令和2年11月2日（令和2年11月5日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	住民からの聞き取りによると、多数の検挙数があったと聞いており、正確な人数を知りたい。
⑨審査請求の理由(要旨)	統計資料などの公文書が作成されていない場合でも、違反切符を発行した件数は控えとして残っていると思う。 新聞などに酔っ払い運転の検挙数は公表しており、本件開示請求に係る文書を作成・取得していなかった理由を知りたい。
⑩諮問年月日	令和3年1月15日（同日收受）
⑪答申年月日	令和4年2月2日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 公文書の開示請求権について 条例第5条は、「何人も、この条例を定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と開示請求権について規定している。開示請求権の一般的な性格としては、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利と解されており、条例第8条に規定する部分開示による場合及び条例第17条に規定する特別の開示の実施方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。</p> <p>2 本件請求文書の保有の有無 審査会は実施機関に対し、開示請求書に記載された「与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した、2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の駐車区域」について記録された文書及びこれに相当する文書について、改めて保有の有無の確認を行った。</p> <p>(1) 運転者管理ファイルについて 運転者管理ファイルは、交通違反の指導取締り状況を電子システムにより管理したデータであり、審査請求人が求める特定の場所が抽出可能であるか確認したところ、与那原町道全てを指定した抽出が最も近い結果となることが確認できた。しかし、この抽出結果は審査請求人が求める特定の場所を抽出した文書とは言えないため、文書として特定することは適当ではないと言える。</p> <p>(2) 切符について 切符には運転者管理ファイルの基礎となる情報が記載されており、違反者に交付した控えが与那原警察署他関係部署で保管されていることから、文書として特定することも考えられ得る。 しかし、切符に記載のある違反場所又は反則場所から審査請求人が求める特定の場所での交通違反の検挙人数や警察車両の駐車場所について、ある程度絞り込む余地はあるものの、実施機関が切符からそれらの情報を抽出して審査請求人の求める情報を記載した文書を新たに作成する義務は生じない。 また切符のうち、交通反則告知書（青切符）及び告知票（赤切符）の各「交通反則切符用行政処分原票」以外は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める反則行為の処理に係る文書であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の適用除外とされている。条例第38条では、情報公開法の規定を適用しないこととされているものについては条</p>

例の規定を適用しない旨を定めていることから、これらの文書は、条例の対象から除外されるものである。

一方、交通反則告知書（青切符）及び告知票（赤切符）の各「交通反則切符用行政処分原票」並びに点数切符（白切符）は行政処分を課すことを目的とした文書である。しかし、既に示したとおり、当該文書は審査請求人が求める特定の場所での交通違反の検挙人数や警察車両の停車場所について記載された文書ではない。

(3) 特定の場所の交通違反の検挙人数及び警察車両の停車場所がわかる文書
実施機関においては、審査請求人が求める特定の場所での交通違反の検挙人数及び警察車両の停車場所について記録すること等を実務上求められていないことから、文書を作成していないことを確認することができた。

よって、実施機関による該当する文書が存在しなかったと判断するに至ったことは、その方法及び結論において不合理・不自然ではなく、本件審査請求の対象となった、与那原警察署が与那原公園近くの交差点で実施した2020年1月から7月までの1日ごとの交通違反の検挙人数及び警察車両の停車場所が分かる文書は存在しないものと認められる。

沖縄県情報公開審査会答申第131号 概要

①件名	「安和棧橋構内製品仮置きにかかる事業行為届出書」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年6月14日（同日收受）
③実施機関	環境部環境保全課
④決定年月日	令和2年4月10日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号及び第3号に該当
⑦審査請求年月日	令和2年4月28日（同日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	不開示部分の開示を求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	不開示部分がいかなる理由で条例第7条第3号に該当するのか示されていない。 また、第三者から審査請求及び執行停止の申立てがあった場合において、当該第三者と実施機関の判断に争いがない文書については、執行停止せず、開示請求人に開示等決定処分を行うべきである。
⑩諮問年月日	令和3年4月30日
⑪答申年月日	令和4年2月2日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当ではなく、取り消した上で具体的な理由を付記し改めて処分すべきものである。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 理由付記について 条例第14条に規定する理由の付記は、開示請求を拒否する決定を適法にするための要件であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となるため、開示請求を拒否する処分を行う場合には不開示の理由を明確に付記しなければならないと解されている。 不開示理由の付記については、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第14条の要求する理由付記としては十分ではない。 審査会において本件処分の理由付記を確認すると、開示しないこととなった根拠規定を示すのみにとどまっており、当該規定を適用する根拠が全く示されておらず理由付記に瑕疵があり、条例第14条第1項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、取り消されるべきである。</p> <p>2 執行停止について 審査請求人は、当初処分における第三者からの審査請求の際、実施機関と当該第三者との争いのない文書については、執行停止せず開示決定等処分を行うべきと主張している。この点について確認したところ、審査庁たる実施機関においては、審査請求人が争いのない文書と主張する文書は当初の審査請求内容と関連する部分があったため、開示請求のあった全ての文書の開示等を執行停止したとのことであった。行政不服審査法第25条で規定する執行停止の権限が、審査庁たる実施機関に帰属させていることに照らして、審査請求人の主張については判断しないこととする。</p>

沖縄県情報公開審査会答申第132号 概要

①件名	「2021年度歳出予算事業別概算見積書他2021年度事業計画書、予定など事業計画に関する文書と資料全て。（埋蔵文化センターに関する件等）」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年8月23日（同日收受）
③実施機関	教育庁文化財課
④決定年月日	令和3年8月30日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第7号に該当
⑦審査請求年月日	令和3年9月8日（令和3年9月9日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	開示請求した文書が特定されず、開示日に開示されなかった。また、開示請求していない資料の提供を受けたが公表された資料だった。規定された手続で開示交付することを求める。
⑨審査請求の理由(要旨)	事前の説明時に、実施機関は文書のタイトルを特定すべきだった。また、開示された資料の写しの作成に要する費用も請求されていない。開示請求に該当しない資料を提供したことの不当な手続の是正を求める。
⑩諮問年月日	令和3年11月2日（令和3年11月5日收受）
⑪答申年月日	令和4年2月2日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 文書特定に至る手続について</p> <p>(1) 条例第6条第2項について 条例第6条第2項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を認めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。また、沖縄県情報公開条例の解釈運用基準（平成14年10月23日付け総務部長通知）によると、形式上の不備とは、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る公文書が特定されていない場合を含むと解されており、補正の求めは補正通知書により行うこととされ、軽微な補正（明らかな誤字、脱字等）を行う必要がある場合には、実施機関において、職権で補正することができることとされている。</p> <p>(2) 実施機関が行った補正について 実施機関が行った特定文書を絞り込むための電話による聞き取りが、条例第6条第2項で規定する補正手続に沿ったものであるかについては、規定された補正通知書によらず口頭で確認したにとどまっており、また、特定した文書について確認した内容が、開示請求者と実施機関との間で認識の違いが生じている点を考慮すると、適正な方法であったとは言い難い。 しかし、開示請求文書の内容から、対象文書の特定が不十分な場合のほか、請求内容が不明確であったり大量の文書が対象文書に該当するような場合、実施機関が開示請求者に電話によって真意を確認することや、真に開示の必要な文書に対象を絞ってもらうよう要請するといった働きかけをすることが、他の実施機関においても行われている点から考慮すると、実施機関が行った口頭による請求内容の確認自体は許容されるというべきである。</p> <p>(3) 文書の特定について 本件公文書は、口頭による補正手続を経て特定されたが、開示の際に審査請求人と実施機関に認識の違いが生じていたことが両者の主張から確認できる。 公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者は公文書を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関は、条例第6条第2項の規定に基づき参考情報を提供する努力義務が課されている。 さらに、公文書の特定にあたり実施機関においては特定が不十分なまま処理が進められることのないよう留意する必要があるとあり、開示請求者も請求の趣</p>

旨や求める情報の内容を具体的に実施機関に伝えることが必要であることが重要であるにもかかわらず、本件では、公文書の特定期間が不十分なまま実施機関による処分が行われており、実施機関の当該対応は不適切であったといわざるを得ない。

しかし、本件の場合、実施機関は本件処分後に公文書の特定期間漏れがあったことを認め、審査請求人が不足であると主張する公文書について追加して開示決定処分を行い既に開示を実施している。そのため、本件処分を取り消して改めて開示決定等を行う意義は乏しい。

2 情報提供資料について

審査請求人は開示請求に該当しない内容の資料を公文書として特定し開示したと主張するのに対し、実施機関は当該資料は参考資料として提供し、請求された公文書として特定し開示したのではないと主張する。

審査会において提供された資料を確認したところ、当該資料は県立埋蔵文化財センターにおいて利用者に無償配布されているパンフレットであることが確認できた。情報提供は、任意に自主的に必要と認めた情報を県民に提供するものであり、本件においても本件公文書を補足する情報として、一般的な点はないと考えられる。また、情報提供に該当する文書については、条例第19条の公文書の写しの交付に係る費用負担を定める規定が適用されないことは明らかであることから、実施機関の取扱いは妥当である。ただし、開示に際しては、審査請求人に対し当該資料が情報提供資料である等の説明を丁寧に行うべきであったものと思慮される。

沖縄県情報公開審査会答申第133号 概要

①件名	「国頭郡今帰仁村古宇利流し原開発工事の変更に関する変更届など（特には届出期日および承認期日がわかるもの）。等」に係る公文書部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年8月17日（同日收受）
③実施機関	企画部県土・跡地利用対策課
④決定年月日	令和3年8月31日
⑤決定内容	公文書部分開示決定
⑥決定理由	条例第7条第2号、第3号、第7号に該当
⑦審査請求年月日	令和3年10月7日（令和3年10月8日收受）
⑧審査請求の趣旨(要旨)	実施機関が特定した公文書は請求人が求めた文書ではないため、実施機関は公文書不存在の通知処分をすべきである。
⑨審査請求の理由(要旨)	特定された文書の「事務連絡用起案」は、請求人が求めた内容が記載された公文書らしく思われたが、請求人が求めた期日は記載されておらず、当該期日付近の「起案」期日しか知りえない。 よって、実施機関は請求人主張のとおり条例に準備されている様式を使用した公文書不存在の通知処分をすべきである。
⑩諮問年月日	令和3年11月9日（同日收受）
⑪答申年月日	令和4年3月18日
⑫答申の概要	<p>○審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が公文書を特定した上で行った公文書部分開示決定は妥当である。</p> <p>○審査会の判断</p> <p>1 本件公文書の特定について</p> <p>(1) 条例第6条第1項について 公文書の開示の請求は、条例第6条第1項の規定に基づき、書面（以下「開示請求書」という。）を提出することとなっている。開示請求書には、開示請求をする者の氏名及び住所のほか、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項を記載することとなっている。 公文書を特定するに足りる事項については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、開示請求された公文書が特定されたものとして扱うものと解されている。</p> <p>(2) 本件公文書の特定について 本件処分の妥当性を判断する上で争点となるのは、実施機関が行った対象公文書の特定が妥当であったか否かである。 実施機関に聴取したところ、土地の開発行為の許可を行った後に、当該開発行為に係る軽易な変更が生じた場合の手続については、関係条例及び規則上、書面による手続を経る必要がない、とのことであった。そのため、実施機関においては、開示請求された文書は作成又は保有していないが、通常、軽易な変更の申出があった際に実施機関において当該変更を確認する起案文書及び関連図面を公文書として特定し、開示決定等を行ったことが確認できた。 したがって、開示請求制度の趣旨を踏まえ、実施機関が保有する公文書の中から最大限情報を開示するため対象公文書を幅広く捉えた上で特定したことは不合理ではなく妥当であり、公文書が存在したとはいえない。</p> <p>2 本件処分について 審査請求人は、実施機関が特定した公文書は公文書開示請求で求めたものではないため、「公文書不存在による不開示決定通知書」により処分すべきと主張しており、実施機関が行った本件処分における不開示該当性についての主張はない。 よって、前述のとおり公文書を特定し、不開示該当性を判断した上で実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。</p>

Ⅲ 情報提供の状況

情報提供には、県の各課所等が行う①刊行物等の発行、②報道機関への発表、③県民の求めに応じた相談・案内等、様々な形がある。

行政情報センターでは、平成2年4月に開設して以来、主に沖縄県が作成した行政資料を収集・管理し、県民の閲覧に供している。また、窓口には行政資料専門員を配置し、利用者の案内・相談にあたるとともに、行政資料検索システムによる資料の検索等を行っている。

1 行政情報センターの概要（令和4年3月31日現在）

- (1) 行政資料……………19,029点（内訳は表2参照）
- (2) 面積……………254㎡
- (3) カウンター……………行政資料案内、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口
- (4) 配架新聞……………琉球新報、沖縄タイムス、宮古新報、宮古毎日新聞
八重山毎日新聞、八重山日報
- (5) 閲覧コーナー……………テーブル3台、新聞閲覧台2台、椅子22脚
- (6) ビデオ等コーナー……………ビデオ17本、CD-R122枚（資料付録は含まず）、
CD5枚、DVD84枚、カセット7本
テーブル2台、椅子8脚
- (7) コピーコーナー……………コイン式
〈平成13年11月料金改定〉
（1枚 白黒 10円〈用紙サイズA3版まで〉
カラー 80円〈A3版〉
50円〈A4、B4、B5版〉）
- (8) ロッカー……………コイン式15個（100円 使用後返戻式）

2 行政情報センター等の利用状況

行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーの年度別の利用者数及びコピーサービスの状況は、次のとおりである。

表1 年度別利用者数及びコピーサービス実績

(単位：人、枚)

窓口区分	年度 内訳	平成	平成	平成	令和	令和
		29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
本庁（行政情報センター）	利用者	6,565	6,540	6,621	3,940	3,623
	コピーサービス	35,750	31,762	26,512	16,682	15,036
（宮古行政情報コーナー）	利用者	24	15	20	32	26
（八重山行政情報コーナー）	利用者	34	6	11	20	17
計	利用者	6,623	6,561	6,652	3,992	3,666
	コピーサービス	35,750	31,762	26,512	16,682	15,036

注 本庁（行政情報センター）においては、有料の複写機を設置している。

3 配架行政資料

行政情報センターでは、「沖縄県行政資料収集管理規程」及び「沖縄県行政資料の収集管理に関する事務処理要領」に基づき、主に沖縄県が作成した行政資料を収集して、下表のとおり分類・整理し、配架している。

当該行政資料の検索に資するため、毎年度「沖縄県刊行物目録」を作成しており、平成18年7月からは「沖縄県行政資料目録検索システム」の構築により、沖縄県のホームページ上で検索が可能である。

表2 行政資料分類別一覧表

(令和4年3月31日現在)

分類名	内容	点数
総記	年鑑・名鑑・基地関係	1,289
人口・土地	人口・土地利用対策基本計画	267
行政	行政計画・財政・税制	4,161
法令	判例体系・現行法規総攬	81
国際交流	国際交流全般・移民関係	227
経済	経済政策・金融	720
防災・安全	消防・災害・交通安全	329
資源・エネルギー	石油・ガス・水資源	231
運輸・通信	陸（海）運・航空・情報通信	149
建設	道路・都市計画・河川・港湾	766
生活	消費生活	268
社会福祉	福祉全般・社会保険	949
自然・環境	気象・公害・自然保護	756
健康・医療	医療・疾病・薬事・食品衛生	1,142
農林水産業	農林水産業全般・ミバエ	2,290
商工業	商工業全般・リゾート・観光	1,320
労働	雇用・賃金・職業訓練	809
教育・文化	学校教育・社会教育・イベント	2,594
統計	各種統計	446
その他	ビデオ・DVD・CD・CT・CD-ROM	235
合計		19,029

〈個人情報保護制度〉

I 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度のあらまし

近年の情報化の飛躍的な進展は、単に生産性の向上や省資源、省力化といった産業・経済の面におけるメリットのみならず、日常生活の面においても各種カード類や通信・情報機器の普及等を通じ、便利さと豊かさをもたらしました。

反面、情報化によりデータの大量かつ迅速な処理が可能になったことに伴い、個人に関する情報が広範に取り扱われるようになり、また、個人の間には「自己の情報が予期しない形で収集、利用されているのではないか」、「誤った情報が広く利用されているのではないか」等の不安感・不快感が生じており、これに対する対策が求められるようになってきました。

このような個人情報の取扱いに関する不安を取り除き、個人の権利利益を保護するためには、個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを創る必要があります。

これを制度化したのが個人情報保護条例であり、沖縄県では平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、平成7年4月から全面施行しました。

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関係5法が制定されたことに伴い、沖縄県においても、法の趣旨を踏まえ、制度の充実を図るために、平成17年3月に条例の全部改正を行いました。

改正後の条例は平成17年4月から一部施行され、平成18年4月から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わり、全面施行されました。

以降の改正経緯

(1) 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、個人番号を含んだ特定個人情報の適正な取扱いに必要な措置を規定するため、平成27年10月に条例を改正（平成27年10月施行、ただし、利用制限、任意代理人による開示等は平成28年1月1日施行、情報提供等記録関係規定は平成29年5月30日施行）。

(2) 平成26年6月に「行政不服審査法」が全面改正（不服申立ての手続きについて、上級行政庁がない場合は「異議申立て」、上級行政庁がある場合は「審査請

求」であったものが「審査請求」に一元化)されたことに伴い、平成27年12月に条例を改正(平成28年4月1日施行)。

(3) 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正を踏まえ、情報提供等記録、小規模取扱事業者に係る規定について、平成29年2月に条例を改正(平成29年5月30日施行)。

(4) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、文書、図画若しくは電磁的記録及び個人識別符号(指紋データ、旅券番号等)が個人情報に含まれることを明確化するため、平成29年7月に条例を改正(平成29年7月25日施行)。

(5) 平成28年5月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報(要配慮個人情報)を明確化し、個人情報取扱事務登録簿への記載や収集を制限するため、平成30年12月に条例を改正(平成31年7月1日施行)。

(6) 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴い、地方独立行政法人を実施機関として新たに加えるため、令和2年12月に条例を改正(令和3年4月1日施行)。

なお、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正され、従来、地方公共団体がそれぞれ実施していた個人情報保護制度について、令和5年4月1日からは全国で共通の制度が導入されることになりました。

これに伴い、改正後の「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要となる事項を定めるために令和4年12月に「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、「沖縄県個人情報保護条例」は廃止することとしています。(令和5年4月1日施行)

2 沖縄県個人情報保護制度の特色

(1) 前文を設け、条例制定の背景を述べるとともに、基本的人権の保障及び個人の尊厳の理念とも相通ずる「個人の権利利益の保護」という条例の理念を示しています。

(2) 県の機関(実施機関)が保有する個人情報について、収集、管理、利用・提供

等、個人情報取扱いの全ての段階にわたる総合的な保護制度としています。

- (3) 県の機関（実施機関）が保有する個人情報について、個人情報の本人が自己の情報を知り、かつ、その訂正及び利用停止を求める権利を創設しています。
- (4) 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理されるものを含め、全ての個人情報を対象としています。
- (5) 個人情報の保護に関する民間事業者の責務を明らかにし、個人情報保護のための民間部門の自主的な対応の促進を図っています。
- (6) 民間事業者が個人情報を不適正に取り扱っている場合には、知事が当該事業者に対し、必要な調査を行い、指導及び助言を行います。
- (7) 制度を適切・公正に運用するため、知事の附属機関として学識経験者等で構成する「沖縄県個人情報保護審査会」を設置しています。
- (8) 県の機関（実施機関）の職員等が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を提供又は盗用したとき並びに秘密を漏らした場合は処罰します。

3 沖縄県個人情報保護条例の概要

第1章 総則

(1) 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関（実施機関）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 個人情報・要配慮個人情報・特定個人情報（第2条第1項、第2項、第4項）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができ

ることとなるものを含む。)

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則等で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

ウ 「特定個人情報」とは、個人情報のうち番号法第2条第8項に規定するものをいう。

(3) 保有個人情報・保有特定個人情報（第2条第3項、第5項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報又は特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) 実施機関（第2条第7項）

この制度を実施する県の機関は、次の15機関である。

- ・知事
- ・教育委員会
- ・公安委員会
- ・警察本部長
- ・選挙管理委員会
- ・監査委員
- ・人事委員会
- ・労働委員会
- ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会
- ・内水面漁場管理委員会
- ・公営企業の管理者
- ・病院事業の管理者
- ・公立大学法人沖縄県立芸術大学
- ・公立大学法人沖縄県立看護大学

(5) 個人情報保護についての責務

ア 実施機関の責務（第3条）

実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

イ 事業者（県出資法人を含む）の責務（第4条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

ウ 県民の責務（第5条）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵

害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧（第6条）

実施機関は原則として個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(2) 個人情報の収集の制限（第7条）

ア 個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ 要配慮個人情報は原則として収集してはならない。

ウ 個人情報は原則として本人から収集しなければならない。

(3) 個人情報の利用及び提供の制限（第8条）

原則として、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならない。

(4) 保有特定個人情報の利用及び提供の制限（第8条の2）

原則として、人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。（※「保有特定個人情報」は、番号法で規定されているため。）

(5) オンライン結合による保有個人情報の提供の制限（第9条）

原則として、公益上の必要があり、かつ必要な保護措置が講じられている場合以外は保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を提供してはならない。

(6) その他の義務

ア 適切な管理（第10条）

イ 委託等に関する措置（第11条）

ウ 従事者の義務（第12条）

実施機関の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示請求権（第13条）

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

(2) 開示請求の手続（第14条）

保有個人情報開示請求書を提出し、自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

(3) 保有個人情報の開示義務・不開示情報（第15条）

条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。不開示情報の類型は、次のとおりである。

ア 法令秘情報（第1号）

法令等の規定により、開示することができないと認められる情報。

イ 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報（第2号）

当該個人情報を開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報。

ウ 第三者の個人情報（第3号）

当該個人情報に開示請求権者以外の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれるとき。ただし、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる場合等は除く。

エ 法人等に関する情報（第4号）

当該個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより当該法人等、又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

オ 公共の安全等に関する情報（第5号）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行

その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報。

カ 評価等に関する情報（第6号）

診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であり、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの。

キ 審議、検討等に関する情報（第7号）

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

ク 事務又は事業に関する情報（第8号）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ケ 本人の利益と相反する情報（第9号）

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求に係る保有個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの

(4) 部分開示（第16条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(5) 裁量的開示（第17条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(6) 保有個人情報の存否に関する情報（第18条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(7) 開示決定等の期限（第20条）

実施機関は、原則として15日以内に開示可否の決定を行わなければならない。やむを得ない理由がある場合には、さらに30日延長することができる。

(8) 口頭開示請求制度（第26条）

資格試験・採用試験の結果等、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭による開示の請求ができる。

(9) 訂正請求権（第29条）

何人も、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(10) 利用停止請求権（第37条、第37条の2）

何人も、開示を受けた自己情報が、収集制限の規定に違反して収集されたと認めるとき等は、その利用停止を請求できる。

※ 請求手続及び決定手続については、開示請求と同様である。

(11) 審査請求（第42条の2～46条）

審査請求の対象

- ・ 開示請求に対する決定
- ・ 訂正請求に対する決定
- ・ 利用停止請求に対する決定
- ・ 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導及び助言（第47条）

知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。

(2) 指針の作成及び公表（第48条）

知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（ガイドライン）

を作成し、公表するものとする。

第5章 個人情報保護審査会

(1) 設置及び組織（第50条）

ア 規定に基づく諮問案件の調査審議

イ 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

ウ 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、若しくは建議することができる。

(2) 調査審議手続の非公開（第55条）

沖縄県個人情報保護審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第6章 雑則

(1) 苦情の処理（第59条）

(2) 国及び他の地方公共団体との協力（第60条）

(3) 条例の運用状況の公表（第61条）

第7章 罰則（第63条～第67条）

実施機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書等を提供したとき等は処罰される。

II 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報の開示請求等の受付状況

令和3年度における開示請求は、前年に比べて41.9%減の1,552件であった。

口頭による開示請求は、県職員採用試験等の試験結果に関するものである。

表1 個人情報の開示等の受付状況 (単位：件)

区分	開示請求			訂正請求	利用停止 請求	苦情申出 (実施機関)	苦情相談 (事業者)	
	文書	口頭	計					
平成29年度	本庁 行政情報センター	27	1,675	1,702	0	0	3	3
	出先機関	12	623	635	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	141	-	141	2	0	0	0
	合 計	180	2,298	2,478	2	0	3	3
平成30年度	本庁 行政情報センター	52	1,544	1,596	0	0	0	0
	出先機関	22	950	972	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	134	-	134	0	0	0	0
	合 計	208	2,494	2,702	0	0	0	0
平成31年度 (令和元年度)	本庁 行政情報センター	54	1,337	1,391	0	0	2	2
	出先機関	98	1,150	1,248	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	120	-	120	2	0	0	0
	合 計	272	2,487	2,759	2	0	2	2
令和2年度	本庁 行政情報センター	42	1,551	1,593	0	0	0	0
	出先機関	47	908	955	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	121	-	121	0	0	0	0
	合 計	210	2,459	2,669	0	0	0	0
令和3年度	本庁 行政情報センター	117	833	950	0	0	1	2
	出先機関	53	411	464	0	0	0	0
	警察本部・公安委員会 警察情報センター	71	-	71	1	0	0	0
	公立大学法人 県立芸術大学	0	67	67	0	0	0	0
	合 計	241	1,311	1,552	1	0	1	2

(注) 1 口頭による開示請求については、各担当課等で受け付けた件数を行政情報センターに計上している。

2 警察本部、公安委員会の件数は、警察情報センターとして計上している。

2 個人情報の実施機関別開示請求状況

実施機関別の開示請求は、人事委員会の782件が最も多く請求全体の50.4%を占め、次いで教育委員会の418件で請求全体の26.9%となっている。

表2 実施機関別開示請求状況

(単位：件)

実施機関	区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度		
		文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計
知事	知事公室	2		2	2		2				1		1			
	総務部		1	1	10		10	6		6	2	1	3	10	1	11
	企画部				1		1	3		3	1		1		1	1
	環境部	1	1	2		1	1	1	3	4	1	4	5	2	4	6
	子ども生活福祉部	7		7	23		23	26		26	15		15	27		27
	保健医療部	6	89	95	12	97	109	90	102	192	39	46	85	45	46	91
	農林水産部	1		1							1		1	1	40	41
	商工労働部	2	11	13	2	17	19		18	18	1	9	10		15	15
	文化観光スポーツ部		30	30		39	39	1	64	65		13	13			
	土木建築部	7		7	12		12	10		10	4		4	7		7
出納事務局													1		1	
小計		26	132	158	62	154	216	137	187	324	65	73	138	93	107	200
教育委員会		2	537	539	5	863	868	3	1,029	1,032	5	889	894	10	408	418
選挙管理委員会																
人事委員会		9	1,629	1,638	3	1,472	1,475	10	1,267	1,277	17	1,491	1,508	58	724	782
監査委員														1	1	
労働委員会								1		1						
収用委員会		1		1	2		2				2		2			
海区漁業調整委員会																
内水面漁場管理委員会																
公営企業者の管理																
病院事業者の管理		1		1	2	5	7	1	4	5		6	6	8	5	13
公安委員会					1		1	6		6	10		10			
警察本部長		141		141	133		133	114		114	111		111	71		71
公立大学法人 県立芸術大学															67	67
合計		180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552

3 口頭開示実施状況

表3 口頭開示実施状況

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R3)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
1	職員選考採用試験	総務部	令和3年12月7日 ～	1
	総合順位 (不合格者のみ)	人事課	令和4年1月6日	
2	行政書士試験	企画部	令和3年11月24日 ～	1
	総合得点	市町村課	令和4年1月17日	
3	狩猟免許試験	環境部	令和3年9月30日 ～	4
	知識試験及び技能試験の総得点	自然保護課	令和3年10月29日	
4	クリーニング師試験	保健医療部	令和3年9月27日 ～	1
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和3年10月26日	
5	調理師試験	保健医療部	令和4年1月11日 ～	15
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和4年2月7日	
6	ふぐ処理師試験	保健医療部	令和4年3月23日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和4年4月19日	
7	製菓衛生師試験	保健医療部	令和3年6月10日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和3年7月9日	
8	毒物劇物取扱者試験	保健医療部	令和3年9月3日 ～	3
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和3年9月9日	
9	登録販売者試験	保健医療部	令和4年1月19日 ～	21
	総合得点及び科目別得点	衛生薬務課	令和4年2月18日	
10	沖縄県立看護大学入学試験 (一般選抜試験)	保健医療部	令和3年4月26日 ～	6
	大学入学共通テスト及び個別学力試験の得点並びに総合計点	沖縄県立看護大学	令和3年5月25日	
11	農薬管理指導士認定試験	農林水産部	令和4年3月14日 ～	0
	総合得点	営農支援課	令和4年4月13日	
12	農業機械士認定試験	農林水産部	令和4年2月22日 ～	40
	筆記試験の得点	糖業農産課	令和4年3月21日	
13	家畜人工授精講習会修業試験	農林水産部	令和3年9月3日 ～	0
	筆記試験の得点	畜産課	令和4年3月31日	
14	農業大学校入学試験	農林水産部	令和3年4月1日 ～	0
	筆記試験の総合得点及び科目別得点	農業大学校	令和4年3月31日	
15	砂利採取業務主任者試験	商工労働部	令和3年11月30日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和4年1月4日	
16	採石業務管理者試験	商工労働部	令和3年10月28日 ～	0
	総合得点及び科目別得点	産業政策課	令和3年11月29日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R3)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
17	技能検定試験	商工労働部	令和3年8月27日 ～	13
	技能検定試験	労働政策課	令和4年4月8日	
18	技能検定試験	商工労働部	令和3年8月27日 ～	0
	技能検定試験	宮古事務所	令和4年4月8日	
19	技能検定試験	商工労働部	令和3年8月27日 ～	0
	技能検定試験	八重山事務所	令和4年4月8日	
20	職業訓練指導員試験	商工労働部	令和3年11月24日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	労働政策課	令和3年12月24日	
21	委託訓練生選考試験	商工労働部	令和3年5月24日 ～	2
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和4年3月30日	
22	職業能力開発校入校試験	商工労働部	令和3年9月10日 ～	0
	学科試験の科目別得点	職業能力開発校	令和3年3月31日	
23	職業能力開発校修了試験	商工労働部	令和3年9月15日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和4年2月16日	
24	技能照査	商工労働部	令和4年2月8日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和4年3月7日	
25	第二種電気工事士養成施設修了試験	商工労働部	令和4年3月1日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和4年3月31日	
26	ガス溶接技能講習修了試験	商工労働部	令和3年11月1日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和4年3月31日	
27	車両系建設機械運転技能講習修了試験	商工労働部	令和3年8月23日 ～	0
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校	令和4年3月27日	
28	液化石油ガス設備士養成施設修了試験	商工労働部	実施なし	-
	学科試験の科目別得点及び実技試験の得点	職業能力開発校		
29	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～	192
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和4年3月31日	
30	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～	82
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和4年3月31日	
31	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～	16
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課	令和4年3月31日	
32	沖縄県職員採用上級試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～	129
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和4年3月31日	
33	沖縄県職員採用中級試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～	24
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課	令和4年3月31日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R3)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
34	沖縄県職員採用初級試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	17
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
35	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	5
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	総務課		
36	障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験	人事委員会	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	6
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		
37	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	27
			(警察官A臨時) 未実施	
	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位		(警察官B) 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	30
38	沖縄県警察官採用試験	人事委員会 総務課	(警察官A) 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	78
			(警察官A臨時) 未実施	
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位		(警察官B) 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	118
39	沖縄県教育委員会職員（学芸員、専門員）採用選考試験	教育委員会	令和3年9月23日 ～ 令和4年3月31日	5
	試験の総合得点及び順位	教育庁総務課		
40	沖縄県教育委員会職員（船員）採用選考試験	教育委員会	令和4年1月14日 ～ 令和4年2月14日	0
	試験の総合得点及び順位	教育庁学校人事課		
41	沖縄県立中学校の入学決定	教育委員会	令和4年1月8日 ～ 令和4年2月7日	2
	適正検査、学校独自検査（沖縄県立中学校入学決定方針（平成18年6月21日付け沖縄県教育委員会決定））及び作文の得点並びに合計得点	各県立中学校		
42	沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学選抜	教育委員会	令和3年4月1日 ～ 令和3年4月23日	377
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等学校	令和4年3月30日 ～ 令和4年3月31日	

整理 番号	試験等の名称	担当部局 課室所等 (R3)	開示実施期間	開示件数
	開示した内容			
43	沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜	教育委員会	令和3年12月17日 ～ 令和4年1月16日	0
	学力検査の教科別得点及び合計得点	沖縄県立沖縄水産高等学校		
44	沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学者選抜	教育委員会	令和4年2月7日 ～ 令和4年3月7日	24
	学力検査の教科別得点及び合計得点	各県立高等特別支援学校		
45	職員選考採用試験（第1回薬剤師）	病院事業局	令和3年6月2日 ～ 令和3年7月1日	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		
46	職員選考採用試験（看護師等）	病院事業局	令和3年8月30日 ～ 令和3年9月29日	5
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		
47	職員選考採用試験（第2回薬剤師）	病院事業局	令和3年11月1日 ～ 令和3年11月30日	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		
48	職員選考採用試験（第3回薬剤師）	病院事業局	令和4年2月4日 ～ 令和4年3月3日	0
	総合ランク（不合格者のみ）	病院事業総務課		
49	沖縄県立芸術大学入学試験（一般選抜試験）	沖縄県立芸術大学	令和3年4月16日 ～ 令和3年5月15日	36
	試験の得点又は段階評価	教務学生課		
50	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院造形芸術研究科9月試験）	沖縄県立芸術大学	令和3年10月4日 ～ 令和3年11月8日	0
	試験の得点又は段階評価	教務学生課		
51	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院造形芸術研究科2月試験）	沖縄県立芸術大学	令和4年3月7日 ～ 令和4年4月4日	6
	試験の得点又は段階評価	教務学生課		
52	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院音楽芸術研究科）	沖縄県立芸術大学	令和3年11月15日 ～ 令和3年12月14日	8
	試験の得点又は段階評価	教務学生課		
53	沖縄県立芸術大学入学試験（大学院芸術文化学研究科（後期博士課程））	沖縄県立芸術大学	令和3年4月9日 ～ 令和3年5月11日	1
	試験の得点	教務学生課		
54	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	令和3年11月2日 ～ 令和3年11月16日	10
	第1次試験の得点及び評価	総務課		
55	公立大学法人沖縄県立芸術大学職員採用試験	沖縄県立芸術大学	令和3年12月24日 ～ 令和4年1月13日	6
	第2次試験の得点並びに総合得点及び総合順位	総務課		

- 整理番号1～28は、令和元年7月16日沖縄県告示第266号
- 整理番号29～38は、平成18年3月28日沖縄県人事委員会告示第1号
- 整理番号39～44は、平成20年11月21日沖縄県教育委員会告示第20号
- 整理番号45～48は、平成18年8月29日沖縄県病院事業局告示第6号
- 整理番号49～55は、令和3年4月1日「口頭により開示請求をすることができる個人情報」（公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長）

4 個人情報情報の請求処理状況

(1) 開示請求

表4 開示請求の処理状況

(単位：件)

	平成29年度			平成30年度			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度				
	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計	文書	口頭	合計		
請求件数	180	2,298	2,478	208	2,494	2,702	272	2,487	2,759	210	2,459	2,669	241	1,311	1,552		
処理状況	決定内容	開示	42	2,298	2,340	61	2,494	2,555	124	2,487	2,611	72	2,459	2,531	68	1,311	1,379
		部分開示	114	0	114	137	0	137	124	0	124	132	0	132	163	0	163
		不開示	25	0	25	8	0	8	7	0	7	6	0	6	3	0	3
		不存在	18	0	18	37	0	37	21	0	21	4	0	4	14	0	14
	小計	199	2,298	2,497	243	2,494	2,737	276	2,487	2,763	214	2,459	2,673	248	1,311	1,559	
	取下げ	1	0	1	0	0	0	3	0	3	3	0	3	5	0	5	
	検討中	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
合計	200	2,298	2,498	243	2,494	2,737	280	2,487	2,767	217	2,459	2,676	253	1,311	1,564		

(注) 請求1件に対し複数の処理を行う場合があるため、請求件数と処理状況の合計は一致しない。

(2) その他の請求等

表5 その他の請求の処理状況

(単位：件)

区分		平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	
訂正請求	請求件数	2	0	2	0	1	
	処理状況	訂正	0	0	1	0	0
		不訂正	2	0	1	0	1
利用停止請求	請求件数	0	0	0	0	0	
	処理状況	利用停止	0	0	0	0	0
		利用不停止	0	0	0	0	0
苦情申出	受付件数	6	0	4	0	3	
	処理	6	0	4	0	3	

5 部分開示及び不開示理由の内訳

個人情報の開示可否の決定に関して、条例第15条各号に該当し、部分開示及び不開示決定に係る不開示事項別の該当件数は次のとおりである。

表6 不開示事項別の該当件数 (単位：件)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
第1号 法令秘情報	0	4	0	9	2
第2号 本人の生命等を害するおそれのある情報	0	4	8	1	5
第3号 個人に関する情報	146	179	119	130	156
第4号 法人等に関する情報	3	1	1	5	2
第5号 公共の安全等に関する情報	20	7	6	66	24
第6号 評価等に関する情報	0	7	9	13	8
第7号 審議、検討等に関する情報	0	6	0	8	5
第8号 事務又は事業に関する情報	74	119	99	118	71
第9号 本人の利益と相反する情報	0	0	1	3	1
合 計	243	327	243	353	274

(注) 請求1件につき、複数の不開示理由を適用したものがあるため、適用理由件数は不開示及び部分開示決定の合計件数と一致しない。

6 不服申立ての状況

不開示決定等の処分に係る不服申立てに対する実施機関の決定及び沖縄県個人情報保護審査会における処理状況は次のとおりである。

表7 不服申立ての処理状況 (開示可否等の決定)

区分 年度	不服 申立	取下げ	諮問	個人情報保護 審査会		答申の内容				(単位：件)		
				審議 回数	答申	認容		棄却	却下	重要事項 (不服申立以外)		重要事項 含む審議 回数
						全部	一部			諮問	答申	
H29	8 (0)	0	8 (0)	5	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	7
H30	11 (7)	0	11 (7)	12	10 (6)	1 (0)	1 (1)	8 (5)	0 (0)	13 (0)	2 (0)	12
H31(R1)	9 (0)	0	9 (0)	11	8 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	13 (11)	13 (11)	11
R2	3 (1)	0	3 (1)	8	3 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	8
R3	13 (3)	1	11 (0)	9	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	9

※ 括弧書は前年度からの継続案件で内数である。

※ 不服申立てをした年度と諮問をした年度が異なる場合、不服申立件数と諮問件数が一致しない。

※ 平成26年の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）により、審査請求及び異議申立てが審査請求に一元化されたが、経過措置により、平成27年度以前に処分された件については、従前の規定が適用されるため、本表においては、「不服申立て」として表記している。

- 平成29年度の審査請求に係る諮問済8件のうち、1件について答申した。
この他、重要事項2件（特定個人情報評価書1件（H28諮問済）、目的外提供1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 平成30年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、10件について答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件、個人情報保護制度関係11件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件）について答申した。
- 平成31年度（令和元年度）の審査請求に係る諮問済9件について、8件について答申した。
この他、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、個人情報保護制度関係12件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和2年度の審査請求に係る諮問済3件全てについて答申した。
この他、重要事項2件（目的外提供1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、全てについて答申した。
- 令和3年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、4件について答申した。
この他、重要事項3件（目的外提供1件、目的外利用1件、特定個人情報評価書1件）の諮問があり、2件（目的外提供1件、目的外利用1件）について答申した。

7 沖縄県個人情報保護審査会の開催等の状況

実施機関からの諮問事項の審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、知事の附属機関として条例第50条の規定に基づき「沖縄県個人情報保護審査会」が設置されている。

審査会の委員の任期は2年、令和3年度の審査会開催回数は9回となっている。

表8 沖縄県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

任期：令和3年2月27日～令和5年2月26日（2年）（令和4年3月31日現在）

氏名	役職等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	
高良 祐之	弁護士	会長職務代理者
宮城 さつき	フリーアナウンサー	
安井 琢磨	弁護士	

表9 審査会の開催状況等

開催日	区分	審議内容
令和3年5月14日	第188回	(1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求）
令和3年7月29日	第189回	(1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (2) 【重】 沖縄県諮問文第2号（沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外提供について） (3) 【重】 沖縄県諮問文第3-2号（沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外利用について）
令和3年9月7日	第190回	(1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第30号（特定日に那覇署員が自宅に来たときに私が署名した記録及びこの時自宅に来た那覇署員2名の氏名がわかる記録に係る部分開示決定に対する審査請求）
令和3年10月4日	第191回	(1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第30号（特定日に那覇署員が自宅に来たときに私が署名した記録及びこの時自宅に来た那覇署員2名の氏名がわかる記録に係る部分開示決定に対する審査請求）
令和3年11月15日	第192回	(1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (4) 沖公委（広相）第30号（特定日に那覇署員が自宅に来たときに私が署名した記録及びこの時自宅に来た那覇署員2名の氏名がわかる記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 沖公委（広相）第42号（告発状に関する公文書に係る不開示決定に対する審査請求） (6) 病総第522号（子の医療事故報告書に係る部分開示決定に対する審査請求）

令和3年12月22日	第193回	<ul style="list-style-type: none"> (1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 沖公委（広相）第42号（告発状に関する公文書に係る不開示決定に対する審査請求） (6) 病総第522号（子の医療事故報告書に係る部分開示決定に対する審査請求） (7) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）
令和4年1月17日	第194回	<ul style="list-style-type: none"> (1) 沖公委（広相）第24号（いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求） (5) 沖公委（広相）第42号（告発状に関する公文書に係る不開示決定に対する審査請求） (6) 病総第522号（子の医療事故報告書に係る部分開示決定に対する審査請求） (7) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求）
令和4年2月14日	第195回	<ul style="list-style-type: none"> (5) 沖公委（広相）第42号（告発状に関する公文書に係る不開示決定に対する審査請求） (6) 病総第522号（子の医療事故報告書に係る部分開示決定に対する審査請求） (7) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (8) 【併合】教育長諮問第2号、同第4号（特定の課に提出した子に関する文書とその処理内容がわかる文書の開示決定に対する審査請求について）
令和4年3月7日	第196回	<ul style="list-style-type: none"> (5) 沖公委（広相）第42号（告発状に関する公文書に係る不開示決定に対する審査請求） (6) 病総第522号（子の医療事故報告書に係る部分開示決定に対する審査請求） (7) 沖縄県諮問子第7号（特定期間における子のいじめ事案に関連する資料に係る部分開示決定に対する審査請求） (8) 【併合】教育長諮問第2号、同第4号（特定の課に提出した子に関する文書とその処理内容がわかる文書の開示決定に対する審査請求について）

		て) (9) 沖縄県諮問子第10号（特定期間における子のい じめ事案に関連する資料に係る部分開示決定及 び不開示決定に対する審査請求）
--	--	--

※【重】は重要事項の諮問に係る審議を示す。重要事項とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、本制度の推進を図るために必要な事項等をいう。

8 不服申立ての処理状況一覧

表10 不服申立ての処理状況

整理番号	不服申立て年月日	該当公文書	原 決 定	不開示根拠 (条例第15条各号等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
1	R3. 2. 7	報告書	①R2. 12. 10 ②R2. 12. 24 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第8号	開示請求者以外の個人に関する情報 事務又は事業に関する情報	①R3. 5. 17 ②R3. 11. 29 ③第96号 ④実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきである。	①R3. 12. 24 ②一部認容	
	公安委員会 広報相談課 (沖公委(広相)第30号)							
2	R2. 11. 27	行政報告書	①R2. 8. 19 ②R2. 8. 31 R2. 12. 23 R3. 4. 20 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第5号 第15条 第8号 第15条 第9号 第58条 第2項	開示請求者以外の個人に関する情報 公共の安全等に関する情報 事務又は事業に関する情報 本人の利益と相反する情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報のため、条例の適用除外	①R3. 4. 20 ②R4. 1. 27 ③第97号 ④実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきである。	①R4. 2. 21 ②一部認容	
	公安委員会 広報相談課 (沖公委(広相)第24号)							
3	R3. 3. 26	告訴受理処理簿・ 管理表 告訴・告発受理簿	①R3. 2. 24 ②R3. 3. 11 ③不開示(存否応答拒否)	第15条 第5号 第18条	公共の安全等に関する情報 該当なし(存否を明らかにしないため)	①R3. 7. 28 ②R4. 3. 10 ③第98号 ④存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。	① ②	
	公安委員会 広報相談課 (沖公委(広相)第42号)							
4	R3. 7. 13	医療事故報告書	①R3. 6. 1 ②R3. 6. 17 ③部分開示	第15条 第6号	評価等に関する情報	①R3. 9. 10 ②R4. 3. 11 ③第99号 ④部分開示決定は結論において妥当である。	①R4. 3. 17 ②棄却	
	病院事業局長 病院事業総務課 (病総第522号)							
5	R3. 8. 17	審議会議事録	①R3. 6. 28 ②R3. 8. 11 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第7号 第15条 第8号	開示請求者以外の個人に関する情報 審議、検討等に関する情報 事務又は事業に関する情報	①R3. 11. 12 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	知事 青少年・子ども 家庭課 (沖縄県諮問子 第7号)							
6	R3. 7. 19	教育委員あて文書 要望書 陳情 診断書 陳情処理方針等	①R3. 3. 29 ②R3. 4. 13 ③開示			①R3. 11. 17 ② ③ ④	① ②	
	教育委員会 学校人事課(沖 縄県教育委員会 教育長諮問第2 号)							
7	R3. 7. 19	教育委員あて文書 要望書 陳情 診断書 陳情処理方針等	①R3. 3. 29 ②R3. 4. 13 ③開示			①R3. 11. 17 ② ③ ④	① ②	併合 審理
	教育委員会 義務教育課 (沖縄県教育委 員会教育長諮問 第4号)							

整理 番号	不服申立て 年月日	該当公文書	原 決 定	不開示 根拠 (条例第 15条各号 等)	不開示部分	個人情報保護 審 査 会	不服申立てに 対する決定(裁決)	備 考
	実施機関 (諮問番号)		①開示請求年月日 ②決定年月日 ③決定状況			①諮問年月日 ②答申年月日 ③答申番号 ④答申内容	①決定年月日 ②決定内容	
8	R3.10.11 知事	審議会議事録 青少年・子ども 家庭課 (沖縄県諮問子 第10号)	①R3.8.23 ②R3.10.4 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第7号 第15条 第8号	開示請求者以外の個人に関する情報 審議、検討等に関する情報 事務又は事業に関する情報	①R4.2.3 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	青少年・子ども 家庭課 (沖縄県諮問子 第10号)							
9	R3.12.9 公安委員会 監察課 (沖公委(監) 第3号)	起案用紙 訴訟委任状	①R3.11.18 ②R3.12.6 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第8号	警部補以下の職員氏名 事務又は事業に関する情報	①R4.2.21 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	公安委員会 監察課 (沖公委(監) 第3号)							
10	R3.8.20 知事	総務私学課における 特定中学校におけるいじめ問題への 対応及び学校との記録	①R3.6.28 ②R3.8.11 ③部分開示	第15条 第3号	開示請求者以外の個人に関する情報	①R4.2.28 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	総務私学課 (沖縄県諮問総 第7号)							
11	R3.10.29 知事	総務私学課における 特定中学校におけるいじめ問題への 対応及び青少年・子ども家庭課 との記録、学校との記録	①R3.8.23 ②R3.10.6 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第6号 第15条 第7号	開示請求者以外の個人に関する情報 評価等に関する情報 審議、検討等に関する情報	①R4.2.28 ② ③ ④	① ②	継続 案件
	総務私学課 (沖縄県諮問総 第8号)							
12	R4.1.7 公安委員会 生活安全企画課 (沖公委(生 企)第111号)	保護取扱簿	①R3.12.1 ②R3.12.9 ③部分開示	第15条 第3号 第15条 第8号	警部補以下の職員氏名 開示請求者以外の個人に関する情報 事務又は事業に関する情報	① ② ③ ④	① ②	継続 案件
	公安委員会 生活安全企画課 (沖公委(生 企)第111号)							

9 沖縄県個人情報保護審査会答申概要

沖縄県個人情報保護審査会答申第94号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外提供について
②実施機関	沖縄県知事（沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課）
③提供先	沖縄県文化観光スポーツ部観光事業者等支援課
④提供する保有個人情報	令和2年度「安全・安心な島づくり応援プロジェクト」に記載された事業者の氏名（漢字、カナ）、住所、郵便番号、メールアドレス、電話番号
⑤提供方法	提供する保有個人情報を電磁的又は物理的に提供する際は、当該情報にパスワードを掛けて提供する。 また、当該個人情報について、提供を受ける目的以外の目的のために利用してはならないこと、令和3年12月31日までに当該個人情報を削除することを条件として提供する。
⑥諮問年月日	令和3年7月26日（沖縄県諮問文第2号）
⑦諮問理由	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に該当
⑧答申年月日	令和3年7月29日
⑨答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課が保有する保有個人情報の同部観光事業者等支援課への提供については、公益上必要であり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>当該個人情報の提供は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発令され、収益が大幅に落ち込んだ県内の個人事業者及び法人事業者に対し事業継続に資する支援金の情報を提供するためのものである。</p> <p>したがって、当該個人情報の提供は、公益上必要であると認められる。</p> <p>また、審議の結果、提供方法について、必要な安全管理のための措置が講じられていることも確認した。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第95号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外利用について
②実施機関	沖縄県知事（沖縄県文化観光スポーツ部観光事業者等支援課）
③提供元	国（経済産業省中小企業庁）
④利用する保有個人情報	国（経済産業省中小企業庁）が実施する月次支援金に記載された事業者の氏名（漢字、カナ）、住所
⑤提供方法	<p>提供する保有個人情報を電磁的又は物理的に提供する際は、当該情報にパスワードを掛けて提供する。</p> <p>また、また、当該個人情報について、提供を受ける目的以外の目的のために利用してはならないこと、令和3年12月31日までに当該個人情報を削除することを条件として提供する。</p>
⑥諮問年月日	令和3年7月26日（沖縄県諮問文第3-2号）
⑦諮問理由	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に該当
⑧答申年月日	令和3年7月29日
⑨答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>国（経済産業省中小企業庁）が保有する保有個人情報の同部観光事業者等支援課の利用については、公益上必要であり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>当該個人情報の提供は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発令され、収益が大幅に落ち込んだ県内の個人事業者及び法人事業者に対し国と県との連携の一環として事業継続に資する支援金の情報を提供するためのものである。</p> <p>したがって、当該個人情報の提供は、公益上必要であると認められる。</p> <p>また、審議の結果、提供方法について、必要な安全管理のための措置が講じられていることも確認した。</p>

沖縄県個人情報保護審査会答申第96号 概要

①件名	特定日に那覇署員が自宅に来たときに私が署名した記録及びこの時自宅に来た那覇署員2名の氏名がわかる記録に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年12月10日（受理：令和2年12月10日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（生活安全部人身安全対策課）
④決定年月日	令和2年12月24日（沖人安第3453号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第15条第3号：開示請求者以外の個人に関する情報 条例第15条第8号：当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
⑦審査請求年月日	令和3年2月7日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	部分開示された報告書（令和元年5月27日取扱）について全開示を求める。 (1) 行為者らを特定できなければ刑事告訴や訴訟提起をすることは不可能であるため、不開示部分は審査請求人の権利利益のため速やかに開示すべきである。 (2) 公務員職権濫用罪又は違法な取り調べの刑事証拠になり得るため、秘匿されるべき正当な理由はない。 (3) 相談者である○氏の生年月日等も知っており不開示部分を開示することで○氏等の権利利益が害されるはずもなく条例第15条第3号の適用は不当である。 (4) 不開示にした部分は、正当な事務又は事業であるはずがなく、条例第15条第3号及び第8号で守られるべき情報ではない。
⑩諮問年月日	令和3年5月17日（沖公委（広相）第30号）
⑪答申年月日	令和3年11月29日
⑫答申内容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和2年12月24日付け沖人安第3453号による保有個人情報部分開示決定については、別表のとおり、実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきである。 ○審査会の判断理由（概要） (1) 本件公文書について 本件公文書は、報告書（令和元年5月27日取扱）である。

(2) 条例第15条第3号該当性について

本件公文書のうち、警部補以下の者の印影及び取扱者の氏名については、条例第15条第3号ウ括弧書きに該当する情報であることが明らかであるから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、本件公文書のうち、報告書に記載された開示請求者以外の「年齢」「住所」「職業」「電話」「発言内容」が記載されているこれらの情報については開示請求者以外の個人に関する情報であることが明らかであるから、実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした判断は妥当である。

(3) 条例第15条第8号該当性について

本件公文書のうち報告書の1枚目及び2枚目の欄外の一部、1枚目の「標題」、那覇警察署の右記載部分、両名の氏名記載欄の項目名、開示請求者以外の情報記載の項目名、「③対応方法」欄の一部、「対応内容」の一部について、実施機関は、これらの情報についてこれを開示すれば、相談者の信頼関係を損なうとともに実施機関の調査手法等が明らかになり、今後の事務事業に支障があると考えられることから、条例第15条第8号に該当するとして不開示と主張している。

審査会において当該不開示部分を確認したところ、すでに開示されている部分に照らして考えれば、その一部について事務又は事業に対する支障が出るとは考えられない。そのため、別表に掲げる部分については開示すべきである。

沖縄県個人情報保護審査会答申第97号 概要

①件名	いじめ案件における相談及び調査記録に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和2年8月19日（受理：令和2年8月19日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（生活安全部少年課）
④決定年月日	令和2年8月31日（沖少第2605号） 記載に誤りがあり再通知 →令和2年12月23日（沖少第3665号）、令和3年4月20日（沖少第1626号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>条例第15条第3号：開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。</p> <p>条例第15条第5号：公共の安全等に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第15条第8号：事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第15条第9号：第13条第2項の規定による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるため、</p> <p>条例第58条第2項：「行政機関個人情報保護法」の適用除外とされている保有個人情報については、本条例を適用しないこととされていることから不開示とする。</p>
⑦審査請求年月日	令和2年11月27日
⑧審査請求の趣旨	黒塗り部分の開示を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 調査した記録を被害者側が観覧できないのは知る権利が放棄されている。</p> <p>(2) 被害者側と加害者側への対応に不公平が生じており、調査内容に信憑性が低い。</p> <p>(3) 加害者側の意見及び反省度合いが不明。</p> <p>(4) 被害者からの発言の相違が記入されていた。</p>
⑩諮問年月日	令和3年4月20日（沖公委（広相）第24号）
⑪答申年月日	令和4年1月27日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和3年4月20日付け沖少第1626号による保有個人情報部分開示決定については、別表のとおり、実施機関の判断が妥当とされた箇所以外は一部を開示すべきである。</p>

○審査会の判断理由（概要）

(1) 本件公文書について

本件公文書は、①行政報告書（令和2年5月27日付け）、②行政報告書（令和2年6月29日付け）である。（以下①を「本件公文書①」、②を「本件公文書②」といい、本件公文書①と本件公文書②を併せて「本件公文書」という。）

(2) 条例第15条第3号該当性について

本件公文書①に記載された文書作成者となる警部補以下の職員氏名、印影については、条例第15条第3号ウ括弧書きに該当する情報であることが明らかであるから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。本件公文書②の当該記載についても同様である。

本件公文書①の「4 相手当事者」の記載内容の一部には、開示請求者以外のその時点の個人情報である「住居」、「生年月日」及びその他情報が、また「7 取扱状況」の記載内容の一部には、相手当事者の氏名及び状況説明が記載されている。これらの情報については開示請求者以外の個人に関する情報であることが明らかであるから、実施機関が条例第15条第3号に基づき不開示とした判断は妥当である。

ただし、相手当事者の「年齢」については開示請求者が知ることができる情報であり、条例第15条第3号のただし書アに該当するため開示が妥当である。

(3) 条例第58条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書①の「4 相手当事者」の記載内容の一部（別表1の番号⑦）について、条例第15条第3号の他、条例第58条第2項の該当性を主張する。しかしながら、(2)のとおり条例第15条第3号に該当することから、条例第58条第2項の該当性については判断しない。

(4) 条例第15条第5号該当性について

実施機関は本件公文書①の本文の一部、「1 結論」の記載内容の一部、「2 聴取年月日の(2)」の記載内容の一部、「4 相手当事者」の(1)から(6)までの項目名、「7 取扱状況」の記載内容の一部、本件公文書②の標題下の本文2行、特定の同一文言を3箇所及び最後の2行について、条例第15条第5号を主張して不開示としている。

別表1に掲げた不開示とした箇所については、開示することにより今後の捜査に支障を及ぼすものとは認められないため、条例第15条第5号に該当しないが、それ以外の箇所で同号に基づき不開示とした実施機関の判断は妥当なものとして認められる。

(5) 条例第15条第9号該当性について

実施機関は本件公文書①の「1 結論」及び「7 取扱状況」の記載内容の一部（別表1の番号④及び⑫）について、上記の条例第15条第5号とあわせて条例第15条第9号の該当性を主張している。

当該部分は、上記(4)のとおり条例第15条第5号には該当しないと認められる。しかしながら、当該部分を開示すれば、当該児童の権利利益を害するおそれがあることから、条例第15条第9号に該当し不開示とすべきである。

(6) 条例第 15 条第 8 号について

実施機関は本件公文書①の「6 事案概要」の記載内容の一部について、条例第 15 条第 8 号に該当するとして不開示としている。

これらの情報が明らかになれば、今後、関係者や関係機関等からの協力が得られなくなるなど、正確な事実を把握することができなくなるおそれがあると考えられることから、実施機関が条例第 15 条第 8 号に基づき不開示とした判断は妥当である。

①行政文書の「7 取扱状況」における第三者委員会作成の報告書についての記述部分も上記と同様の理由により不開示情報としているが、別表 1 (番号⑩)に掲げる部分のうち開示すべきとする部分については、開示決定した箇所の文言と同じ文言が含まれていることから、開示すべきである。

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

○ 付言

本件処分における保有個人情報部分開示決定通知書については、適用条項の誤り等を理由として、2回に渡り決定通知書を再交付している。

理由の付記は、条例第 22 条第 1 項により求められているところ、その趣旨は行政庁の判断の根拠を明らかにし、かつ当該判断の慎重さと合理性を担保し、その恣意を抑制するものであると同時に、不服申立てに対する便宜を図るものである。そのため、付記される理由は、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して拒否処分がなされたのかをその記載自体から了知し得るものでなければならない。

実施機関においては、今後は、制度の趣旨を踏まえて、不開示決定又は部分開示決定を行うに際しては、根拠規定及びこれを適用する理由を慎重に吟味し付記することを徹底されたい。

沖縄県個人情報保護審査会答申第98号 概要

①件名	告発状に関する公文書に係る不開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年2月24日（受理：令和3年2月25日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（刑事部捜査第二課）
④決定年月日	令和3年3月11日（沖捜二第483号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	<p>条例第18条：犯罪の捜査に関する情報であり、存否自体を明らかにすることにより、警察の捜査状況等が明らかになり、被告発者等が証拠隠滅工作やこれに応じた対抗措置をとるなどにより、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第15条第5号：公共の安全等に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
⑦審査請求年月日	令和3年3月26日
⑧審査請求の趣旨	不開示決定ではなく、部分開示決定とすべきである。
⑨審査請求理由要旨	<p>(1) 「告訴・告発受理簿」において、開示請求者が指示する箇所を非開示にすれば足り、全部不開示とする必要はない。</p> <p>(2) 開示請求者は、「告訴・告発受理簿」の存在を知っているため、保有個人情報の存否を明らかにしないためとする不開示理由には意味がない。</p> <p>(3) 開示請求の目的は、告発の受理事実の証明であり、開示請求者の求める部分開示決定であれば、警察の恣意的告訴・告発処理の抑止となり、「公共の安全と秩序の維持」になる。</p>
⑩諮問年月日	令和3年7月28日（沖公委（広相）第42号）
⑪答申年月日	令和4年3月10日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和3年3月11日付け沖捜二第483号による保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について</p> <p>審査会において本件処分に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が不開示決定を行った本件公文書は、嘉手納警察署において受理された「告訴・告発受理簿」であることを</p>

確認した。

また、審査会は、本件公文書に類する他の文書の再搜索を実施機関に求めたところ、実施機関から本件公文書以外に本件公文書に類する文書は存在しなかったとの回答を受け、他に類する公文書が無いことを確認した。

(2) 不開示情報該当性について

実施機関は、告訴を受理したという事実は、捜査を行っていることと同義であるから、受理をした事実が公表されれば、被告訴人の証拠隠滅や事情聴取等への捜査協力が得られなくなる可能性があるとして主張している。

そのため、公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすとして条例第 15 条第 5 号の不開示情報に該当し、存否を明らかにしないで不開示決定とする条例第 18 条の適用を主張している。以下、条例第 18 条及び第 15 条第 5 号の該当性について検討する。

ア 条例第 18 条該当性

本条の趣旨は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第 15 条各号の不開示情報を開示することとなる場合に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できるとするものである。

本件では審査請求人が本件公文書の存在を知っていることが認められることから、開示請求人が本件公文書の存在を知らないことを成立要件とした本条適用の余地は無く、本条が適用できるとする実施機関の主張は妥当でない。

イ 条例第 15 条第 5 号該当性

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持等に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。実施機関は、不開示理由として本件公文書全部に対し本条の適用を主張するが、条例第 18 条の適用を前提とした本条の該当性については審議しない。

(3) 付言

開示を原則とした条例において、第 18 条は、開示請求そのものを拒否できる場合を定めた例外規定であり、開示請求者が保有個人情報の有無を知らないことを成立要件とする限定的な適用に限られているものと理解するのが相当である。

本条の適用にあたっては、不当に拡大して適用するなど、濫用することのないよう厳正に運用する必要があることを申し添える。

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県個人情報保護審査会答申第99号 概要

①件名	子の医療事故報告書に係る部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年6月1日（受理：令和3年6月4日）
③実施機関	病院事業局総務課
④決定年月日	令和3年6月17日（病総第255号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	部分開示とした箇所には、診療の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適性な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため。
⑦審査請求年月日	令和3年7月13日
⑧審査請求の趣旨	部分開示決定を取り消し、全部開示決定を求める。
⑨審査請求理由要旨	<p>1 手術中にどのようなことが起きたのか、またどのような教訓、防止対策を取り得るのか知る権利がある。沖縄県情報公開条例第1条中「県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とある。</p> <p>2 「院内安全推進委員会の意見」「院長の意見」についても、今後の防止対策を図るうえで重要な意見であり、上記①同様、知る権利がある。</p> <p>3 病院事業局は、「開示することにより、当該事務又は将来同種の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。」としているが、事故の教訓と今後の防止対策は、県立病院職員等で広く共有すべき情報である。また、同様の患者及びその家族に、今回の防止対策を含めた手術の説明を伝えるものとする。このことから、事務に著しい支障が生ずるものとは考えられない。</p> <p>4 「院内安全推進委員会の意見」「院長の意見」についても、今後の防止対策に少なからず反映されるものであると捉える。上記③同様、事務に著しい支障が生ずるものとは考えられない。</p>
⑩諮問年月日	令和3年9月10日（病総第522号）
⑪答申年月日	令和4年3月11日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論 実施機関の判断は結論において妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>1 本件公文書について 本件公文書は、審査請求人の子の個人情報であるものの、審査請求人に関する情報が記録されている部分があり、審査請求人の保有個人情報として開示請求の対象になっているものと認められる。</p>

2 不開示情報該当性について

実施機関は、条例第15条第6号の不開示情報に該当し、本件対象公文書の「事故の教訓と今後の防止対策」「院内安全推進委員会の意見」及び「院長の意見」を条例第15条第6号を根拠として不開示としている。また、実施機関は、本件対象公文書には条例第15条第8号の不開示情報にも該当すると認めているので、以下検討する。

ア 条例第15条第6号該当性

本号は、評価等に関する情報を不開示情報と規定しているものであり、個人に対する評価又は判断を記載することが必要な事務の適正な執行を確保する観点から、開示することにより、今後の本人又は本人以外の者に対する公正な評価、判断が行えなくなる。また、評価、判断を行う者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は今後の関連する事務の適正な執行が著しく困難になる可能性が客観的に認められる場合に、不開示とすることを定めたものである。

実施機関において、不開示とした箇所については、事故に対する報告者の医師、院内安全推進委員会及び院長の意見が各々記載されている。

当該箇所は本号の個人に対する評価意見ではなく、組織の評価や意見である。また、仮にこれらの情報を開示することとした場合、実施機関の弁明のとおり業務遂行に支障があると認められ得るものの、著しい支障があるとまではいえない。

イ 条例第15条第8号該当性

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示とする旨規定している。

当該情報は主観的な報告であり、また速やかに事例を収集することで同様の事故の再発を防止するための検討に活用するという報告書の目的から見ても未確定な内容が含まれる可能性がある。したがって、これらの情報が開示されると、報告者が責任を迫及されることをおそれ、当該報告書の提出を躊躇し、実施機関における医療事故等事例の収集の確保と検証が困難となる結果、医療安全管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示が妥当である。

沖縄県の情報公開・個人情報保護制度
令和3年度運用状況報告書
令和5年3月発行

発行 沖縄県総務部総務私学課
行政情報センター



〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL. 098-866-2139
FAX. 098-866-2911